

榛名神社の建築

古く延喜式に出てくる榛名神社は、元来神道に基くものであったが、仏教の伝播により神仏習合の神社となり、更に中世以降は広い信迎圏を持つようになって、周辺地域の榛名信迎の中心として、益々重要な地位を占めるに至った。

従つてこの聖地に訪れる道は、伊香保方面よりや七尾根峠を越えるもの、風戸峠から三ノ倉を経て榛名に、箕郷から磨墨峠を越えるもの、又地蔵峠を越え三ノ倉から榛名と目ざすもの等多数あつたが、室田道をたどり、一の鳥居をくぐって宿坊の建ち並ぶ社家町に至るもののが、最も普通の表参道であったようである。

榛名川をさかのぼれば道は山峡を進み、川のしぶきと山の冷氣を身に浴びながら、己が信仰の深さを確かめ、神域へ歩を進めたことであろう。

榛名信仰が本来の神社から中世において榛名山満行権現と呼ばれ、密教を奉する山伏や修驗者の道場として、更に信仰圈を広げて行ったのは、榛名山岳の持つ神祕性が重要な役割を果したものと言つことができる。

この神社の持つ神祕性とは、山岳一帯の折り重なる奇岩の連続と、うつそうたる森林、又重厚な岩盤の間をぬう清流にあると言わねばならない。誠に谷を巡り、岩山をう回して登る石段と、隨神門、御幸殿、双龍門、神庫、神樂殿、國祖社、本殿などの建築群と、隨神橋、禊橋、神橋などとの組合せは絶妙と言わねばならない。

殆ど平坦な敷地が求められないところから、この岩塊を廻りながら、万

一、上の絶壁から滑り落ちるかも知れないなだれを避け、建築物を展開させて行く手法は、自然と人工美との巧みな調和である。

東に石段を昇りつめると眼前に建築物が忽然と出現し、又西に進むとそ

の頂上の一棟に到達する。木の間を漏れる太陽の光を左に右にと交互に繰り返し受けながら、よいよ最後の本殿にたどりつく。

本殿と、それに対する神樂殿、又左に国祖殿を配した構成は、計らずも精神の高まりを信仰へと自然に導く上に、不作為の演出と言うべきであろ

う。

このようすに榛名神社の建築物の配置は誠に見事である。

隨神門（総門）

参道両側に立ち並ぶ宿坊（現在は観光土産店、旅館が多い。）を抜け、急坂を直線に昇ると、丁度鳥居を額縁に見て、隨神門が絵のように眼前に立ちはだかる。

地形の関係で榛名神社の建築物は小規模なものが多く、従つてこじんまりとまとまつたデザインが多い中で、総門は一山を代表する形で先づ最初に参拝者に迫るわけである。

従つて最も莊重雄大な、或種の威儀をもつて、然し敬けんな参拝者は暖く迎えると言つた感じである。

平面は石積の基壇の上に、門の中心となつて棟を支える四角の本柱の前

後に、やはり円柱八本を配した単層の八脚唐門である。屋根の唐破風の大さも全体との均衡が計られている。程良く二重だるき、三手先の組物により支えられている軒の出も深いので、全体として太い柱と釣合う堂々たる外観を保っている。

床は耳石の他は石の四半敷で、ここに石造の礎盤を持った円柱が計十二本、堂々と立ち並んでいるわけである。

左右、前後のそれぞれ一間を二方向だけ連子子で囲み、ここに隨神を配し、中央通り抜けで扉はない。外観は前後とも殆ど同じである。

天井や軒支輪まで、すべて豊富に彫り分けられていて、外観は殆ど消失し、天井の絵画などに名残りを留めている程度である。

彫刻も木鼻や、支輪に施されている程度で、簡素で力強く、調和のとれた莊重美を示している。

三重塔（五柱社）

總門を過ぎ狭橋を渡り、しばらく緩勾配の道を杉の古木を過ぎながら、清流に沿って進むと、やがて木の間がくれに朱色の三重塔が見えてくる。切り立つた万丈の岩盤を背景としたこの現存の塔は、当初のものではなく、明治3年に再建されたものである。

数ある榛名山の建築物中五柱社と呼ばれる三重塔は、県内の社寺の中で最も唯一の塔建築である。

慶長五年着工、同十年竣工の最初の塔も、江戸時代末期になると腐朽が甚だしくなったので、一山全坊をあけての再現事業として、関東円はもとより甲信地区にも直つて淨財の寄進が行なわれ、再建されたものである。背後の岩盤からのなだれや落石を防ぐ障壁を山側に設け、壇上づみの上に、中一間を広くとった方三間である。これは東日本のこの時代の塔がそ

うであるように、上層の通減が少いのは除雪に備えたものと思われる。

一、二階平行だるき、三階のみ扇だるきと異なる他の、殆ど同じデザインに統一され、和様、唐様の区別はつかない。又彫刻も一階の木鼻、かえるまたの部分に散見される程度で、裝飾金物の使用も少く、一階を除いては殆ど見当らない。

朱一色のこの三重塔は、全体的に簡素で、華麗と言うより清楚な感じで、相輪と塔身との比率も良く、遠くから歩きながら餘々に見上げるところが何とも美しい。

双龍門

石段を昇り、社務所前を左に曲ると、更に急な石段の上に肅然と立つてゐるのがこの門である。

円形の本柱に四本の方柱の控柱を持つ四脚門、と呼ばれる形式であるが、四方向に入母屋破風を廻らし、その下に各々唐破風を付加した、誠に重厚な構成である。

從つて正面約三・一mの小規模ながら、堂々とした、まとまりのある外観を示している。

四半敷の床の上に円柱の、方柱には方形の石造礎盤がつき、木材は殆ど複材、柱、組物、木鼻の唐獅子、彫し欄間、門扉、軒支輪など、極めて精巧な中國風の彫刻に埋めつくされている。天井まで殆ど極彩色が施されていたと思われるが、大部分は剥げ落ち、破風のあたりにその名残を留めているにすぎない。

白を基調とした豪華な門を岩の間から望見すると、誠に華麗で眼を見はらせたことであろう。

門の位置は切り立った岩石と岩山の間なので、したたる水滴による湿気

のため、塗料の剥落も早まつたことと思う。

屋根は厚い柿板の上に銅板で完全に覆われているので雨漏はないと思うが、門扉など各所の損傷が甚しいのは全く残念である。

神 樂殿

双龍門をくぐり、清水の満り落ちる岩間の薄暗い石段を迂回して昇ると、忽然と広く空間が開ける。空間と言つても三方向とも深く切り立つた岩場に囲まれた、嚴肅な神域と言うにふさわしい。

石段を昇りきって、先づ眼にとびこんでくるのが本殿で、左に神厨所、国祖社と連続させ、神に奉納する神樂殿を本殿と相対して配置した構成は誠に巧妙である。せまい空間に効果よくまとめた手法は卓越している。

本殿以下の建築が黒を基調として、豪華な彫刻や、装飾金物で全身装わされているのに対し、神樂殿は赤を基調とした、比較的単純な構成である。神樂殿はその目的から、床を本殿床と同じレベルにする必要上、一方二間の高床の形式とし、床下の部分は板壁により隠し、その上に舞台を大きくとる。機能上ぬい板張の舞台は、三方向を吹放ちとし、更に外に勾欄をもった庵を廻らしている。庵部分は四手先の和様の組物で、順次本柱から持ち出している。屋根は妻を本殿に向かえ大きく唐破風を描いて左右対称である。唐破風も江戸時代に入ると背が高く、脚の短い流れが多いが、これは脚も左右適当に伸び、誠に流麗と言える。

屋根は銅板葺、破風板の茅も少く、破風尻と押みの部分に金色の装飾金物がさん然と輝く。桁隠はなく、中央の兔毛通しも比較的単純、二重紅梁の中央の間斗束も影刻化し、左右の装飾文様は雲形の冗漫なもので、この辺足りない。

舞台後方に控えの間（樂屋）があり、たたみが敷かれ、暖をとるための

切炉が設けてある。

本 殿

本殿の形式は、¹「神体を社殿後方に据える御容岩の下に一室をつがつて安置し、これに後続して板張の本殿、更に拝殿を連結し、両者を相の間でつなぐ形式の権現造である。ただ一般に相の間は一段下つて、土間か石敷の場合が多いのに対し、ここでは拝殿と相の間を同じレベルのたたみ敷とし、本殿のみ一段上つた位置にある。従つて通廊も相の間まで同じ高さ、本殿部分が上っている。

基礎は亀甲型石垣積で全体を上げ、葛石を廻らし上面は石の四半敷、本殿下に龜腹が設けてある。

本殿、拝殿共に入母屋屋根であるが、本殿部分は棟を前後にとり、正面に入母屋破風を配する。相の間は棟を前後にして両下げ造としている。

適当に変化のある屋根は、すべて同じ高さの軒廻りなので、雨仕舞も良く、装飾化した置子木、勝男木に至るまで、屋根部分をすべて銅板で包んだのは、山の変り易い天候を考慮したものと思われる。従つて軒の出も比較的深くとり、二重檼、三手先三斗組となっているので、適當な莊重感がある。

柱は本殿の正面四本と、向拝柱を除くとすべて円形、すべて彫刻が施されている。週廊も拝殿、相の間と同じ高さで擬宝珠勾欄、本殿部分のみ一段上つて側勾欄とする。床は共に切目縁である。

向拝は几帳面とり柱で、上に虹梁を渡す。組物は三斗組、頭貫の先端も影刻化し、檼に沿つた手挟も装飾本位となり、形も大きく透影を施したものである。

又拝殿とのつながりの海老虹梁も大きくなつて、朱と黒に塗り分けら

れ、左右とも龍の彫刻が巻きついている。

内部は折上格天井とし、各格間には彩色を施し、金物も豊富に使用され、極彩色となっている。

相の間部分の左右2個の花灯窓も大きく変化し、黒の太い縁が人目を引く。建具はすべて和風、板壁の他はいずれも三本溝の明障子と舞良戸の組合せである。

室内欄間、外部の軒支輪部分、木鼻、廻廊下の持送り部分に至るまで、随所に彫刻を豊富に用い、しかも装飾化したものが多い。

又彫刻模様は雲文や渦文が多く、中でも本殿外面板壁及び本殿西脇の廻廊の脇障子などの中国風の透影は、極めて精巧でこの時代の特色を良く示しているが、躍動感に乏しい。

全体的に黒を基調とした配色であり、外廻りの勾欄、破風板、鰐魚の鮮かな朱色が全体を引きしめている。

部分的な損傷が目立ち、神饌所との接続部分や、脇障子の狂いが特に甚だしいことが、誠に残念である。

以上のように本殿は権現造系統の複合社殿で、変化のある平面と、從つて複雑な屋根の構成、軒の出の深い立体感は、莊重な神社建築としての深遠さを遺憾なく示すものと言えよう。



三重塔



隨神門



双竜門（裏面より）



双 竜 門



拝殿より神楽殿を望む



拝 殿

榛名神社の神事

榛名神社の神事については、昭和十七年二月二十五日付、当時の社司一宮昌輔氏より、群馬県学務部長岡本正一に報告した「特殊神事報告書」が基準となる。もちろん、それより以前にも幾変遷があつたことは当然であるし、また復興したものもある。報告書が作成された以後も若干の変化はある。しかし、大凡において右を比較的忠実に守り来つてゐるようである。今回の調査に當つて、右一宮氏に、逐条に亘り確かめてみて、そのことが言えるので、その報告書全文を掲げ、若干の追加をすることにした。目次等はこれを省略する。

一、簡第神事

祭日 一月十五日

儀式 前日社殿裝飾、薪他諸準備ヲ行フ。

当日神職工人（一名）氏子絶代、午前四時撰社國祖社所定ノ座に着ク。先修祓。次切り火シテ豆粥ヲ炊ク。

次社掌簡ヲ粥ノ中ヨリ掲ゲ俎板上ニ置ク。

次社司先行シテ神前ニ供フ。同時ニ小豆粥ヲ献供ス。

次簡ヲ神前ヨリ搬下シ粥ノ分量ニ依リ豐凶ノ判定ヲ為ス。

次判定ノト付（簡第）ヲ神前ニ供フ。

次社掌神饌ヲ奉獻ス。次社司祝詞奏上。

次社掌神前ヨリト付（簡第）ヲ撤シ來リ、參列氏子ノ前ニテ拔講ス。

（作物一柄ニ付二回宛抜講ス）

次神樂奏上。八乙女舞二座。

次拝礼。次神饌ヲ撤ス。次退下。

神輿神事終レバ印刷シテ頒ツ。撰社國祖社ニ伝來ノ大炉アリ。ココニテ炊ク。小豆粥ヲ頂戴ノ為メ近隣ノ崇敬者多く參拜ス。右大炉ノ四方ニ張リ廻送連張（七五三）ハ養蚕ニ靈験著トシテ競ヒテ頂キテ燔ル。

由来 簡ハ御手洗沼（榛名湖）ニ生ズル葦ニテ作ル。三十二本。長サ三寸許リ。此ノ簡ヲ粥中ニ沈ムル為メ「コメゴメ」ト称スル木ヲ伝來ノ手法ニ依リ使用ス。創始不詳。粥ノ満チ満タサルニ依リ豐凶ヲ占フ。

氏子崇敬者トノ關係 簡ニ使用スル葦、「コメゴメ」ノ木ハ氏子一定ノ者奉獻ス。粥ニ炊ク白米、室田町中室田ノ者奉獻ス。

二、追儺祭

祭日 立春日。

儀式 当日社殿ヲ裝飾ス。午後四時三十分、社司社掌昇殿着座。參列者着座。

次修祓。次神饌ヲ獻ル。次祝詞奏上。次一同拝礼。次社掌、

次神前ヨリ豆粥ヲ撒ス。次豆ヲ撒ク。次一同退座。

由來 不詳。

神厭 氏子ノミノ參列ナリ。

三、御岳祭神事

祭日 四月三十日。

当日午後五時三十分、社司昇殿。社掌工人御幣ヲ奉捧シテ拜殿に向拝下二整列ス。右ニ先達子御幣調整ノ儀アリ。

先修祓。次社司御岳ニ奉獻ノ神祇ヲ社掌ニ渡ス。次社掌工人、御

岳（御姿岩又ハ神体岩ト云フ）ニ向フ。次御幣御立替ヲ奉仕ス。次

社司、祝詞奏上ヲ終リテ太鼓ヲ打鳴ス。次社掌工人御岳ヨリ下リテ

着座。次御岳ニ拝礼。

由来 起原等一切不詳。

神祇 一切一般人を近付ケズ。白装束、素草鞋ニテ奉仕ス。



上ノ如ク
岩ノ信仰ヨリ此ノ行事起レルモノナラント言フ。右ノ岩ヲ神符トシテ一
般ニ授与シ居レリ。

四、神幸祭

祭日 五月八日出御、五月十五日還御。

儀式 五月一日祭典役割ヲ定ム。五月七日神輿ヲ装飾ス。

時刻 檢査役、諸役整ヘル旨ヲ申ス。諸役昇殿、一部向拝下ニ整列ス。先修祓。次開扉、此間奏樂。次祝詞奏上、此ノ間奏樂。次靈代

ヲ神輿ニ移御シ奉ル、此ノ間奏樂。（社掌此ノ間本殿ノ扉ヲ閉ツ）。次典儀、出御ノ旨ヲ告グ。次検査役行列ヲ組ム。次行列差配、行進

ノ擊折、次行進、始め雅樂ハ道樂、次伝來ノ道樂ニ移ル。次神輿、

神幸殿ニ神幸（到着）。引続キ神幸殿ニテ左記ノ祭儀ヲ奉仕ス。先修祓。一方神楽殿ニテハ十

八座ノ神樂ヲ奏上。

次 神輿ノ御頭ヲ開キ奉ル。次 神祇ヲ獻ル。此ノ間奏樂。次 祝詞奏上。

次 杜司玉串ヲ奠リテ拝礼。次 社掌以下拝礼。次 參列者代表玉串ヲ

奠リテ拝礼。九日ヨリ十四日マデ氏子隣保班ニテ神祇ヲ獻ル。

五月十五日、早旦還御。統キ例祭。供進使參向アリ。

五月十六日早朝、神輿の裝飾ヲ解ク。

由来 当杜ノ創祀ハ用明天皇元年丙午年四月八日ナリト、太陽暦ニ依リテ役、毎日二人充奉仕シ、翌

月八日、十五日早朝マテ神幸殿ニ神幸ナリ。本祭儀ニ就キ山留役四組当

ツ。二組ハ神輿飾り、崩シ、二組ハ鳥居、注連張リ。

神輿 諸役ハ全部氏子ニ当ツ。早朝ノ祭儀ノ故奉拝者僅少。

行列次第

御先一人—衝神一人—大鉢五人—小鉢五人—笛一人—太鼓打方一人—太鼓持方二人—行列差配二人—五神旗五人—八乙女二人—兒一人—正樂並

行樂六人—垂出シ二人—大麻一人—御幣二人—御劍一人—神輿十六人—

御立傘一人—検査一人—神職一人

諸役

八日、十五日 御社頭火ノ番各一人宛。八日、十五日 町方火ノ番各数名宛。八日ヨリ十五日マテ御祭典中、神輿殿（神幸殿）詰番毎日二人宛。

八日ヨリ十五日マテ御祭典中、神祇、神酒献備、各隣保班一班宛十六年

度。御神幸殿役割別ニ定ム。

五月七日、五月十六日、朝食前、神輿飾り、同崩シ、一隣保班宛

五、棕 祭

祭日 六月五日。当日早旦、社殿ヲ裝飾ス。先修祓。次神饌ヲ獻ル。主トシテ棕ヲ獻ル。次祝詞奏上。次八乙女神樂奏上。次拝礼。次退座。

由来 創始等不詳。

神饌 棕拝受ニ參拜スル者極メテ多シ。蛇(ナガムシ)ヲ除クトノ信仰ヨリ起レルモノト云フ。近來ハ棕ヲ樂室ニ下ヶ置カバ鼠等ヲ除クトノ信仰在リ。當日ハ祈禱ヲ行ヒ神樂奏上ノ者、又多シ。

棕ハ氏子ヨリ奉獻多ク、數千本ヲ無料ニテ參拜人ニ授与ス。棕ハ山野ニ生ズル葦ニテ中ニ米ノ粉ノ「シンコ」ヲ入レテ包ム。

六、道 饋 祭

祭日 六月三十日。十二月三十一日。

祭神 八衛比古、八衛比売、久那斗、三神。

儀式 当日末社寒神社ヲ裝飾ス。

時刻 (大祓式ニ引続キ)、社掌一名、山留役氏子二組着座。次神饌ヲ獻ル。次塞神神符(木札・紙札)ヲ供フ。次祝詞奏上。次一同拝礼。

次 山留氏子 標名山社家町四方ノ入口ニ向フ。

由来 不詳。山中ヘ疫病ノ入ラザンコトヲ祈念スルナリ。奏上ノ祝詞ハ延喜式所載ノ祝詞ニシテ參獻句ノミ差異アリ。四方ノ入口ヘハ注連竹七五三ヲ張ル、注連縄ニ青竹ニ入レタル酒ヲ掛け。又木札一ヲ共ニ下ケ。側ニ御幣ヲ立テ神饌ヲ獻ル。四方ノ入口トハ、(一)室田町ヨリノ入口、(二)吾妻郡大戸村ヨリノ入口、(三)箕輪町ヨリノ入口、四伊香保ヨリノ入口。

氏子トノ關係 本祭儀執行スルニ、氏子ニ山留役トシテ三組奉仕ス。祭儀

ニ奉獻セル紙札ハ氏子ヘ漏無ク配布ス。氏子ハ各自ノ住居ノ入口ニ張ルヲ例トセリ。

七、鎮 火 祭

祭日 六月三十日・十二月三十一日。

儀式 当日社殿ヲ裝飾ス。

時刻 (大祓式、道饋祭ニ引続キ行フ)。社司・社掌・山留役氏子一般参列者昇殿着座。

次 神饌ヲ獻ル。次水ヲ獻ル(水中ニ川菜・埴ヲ入ル)。口ヲ添フ。

次 祝詞奏上。次一同拝礼。次神饌ヲ撤ス。次退下。

次 社掌引続キ神前ヨリ水ヲ下ゲ、幣殿・会間・拝殿・括社他各左側、右側ニ撒水ス。次社掌水ヲ山留役ニ渡ス。山留役境内各建物、社町四方ノ入口ニ撒水ス。

八、古式祭典(秋季例祭)

祭日 十月九日

儀式 早旦、社殿ヲ裝飾。

時刻、社司以下昇殿着座。

先修祓。次開扉。此ノ間奏樂。次神饌ヲ獻ル。此ノ間奏樂。次祝詞奏上。次社司玉串ヲ奠リテ拝礼。次社掌以下齋員列拝。次參

列者代表玉串ヲ奠リテ拝礼。次神樂奏奏、八乙女舞。次神饌ヲ撤ス。

此ノ間奏樂。次閉扉。此ノ間奏樂。次退下。

由来 創始不詳。明治三十五年マデハ毎歲神社ヨリ一里程隔リタル倉田村三ノ倉境ナル標名山字小田原御旅所ヘ、次テ上室田村境(現在飛地境内アリ)高天原(又ハ進行原トモ云フ)ヘ、次テ遷御セラレタル神幸祭行

ハレタリ。之ヲ復興シ奉ラント。大正中期ヨリ右儀式ニ依リ社殿ニテ祭儀ヲ執行ス。当日ハ株名教会教師多ク奉仕ス。

神服、神幸祭ノ執行サレタル折ハ、地方參拜奉拝ノ人多カリシト云フ。現今ハ減ジタリ。古ヘノ復興ヲ希フテ居ルモノナリ。

九、天狗祭

祭日 十二月三十一日ヨリ一月一日ニ至ル。(夜中ノ御神事)

祭神 持分神。

儀式 当日、拵社国祖社ヲ裝飾ス。

時刻 杜司・社掌昇殿着座。

先 修祓。次 神饌ヲ獻ル。次 祝詞奏上。次 灯ヲ滅ス。次 餅ヲ清

ムル行事。次 杜司餅ヲ撒ク。次 餅ヲ撒キ終リテ着座。次 灯ヲ点ズ。

次 一同列拜。次 退下。

由来 創始等不詳。本御神事ニ獻ル神饌ハ、小豆ニテ色付ケタル鏡餅及ビ

同ジク色付ケタル百八個ノ投餅ナリ。百八個ノ餅ヲ撒ク。主旨ハ山中安穏ヲ祈願シ、神職ノ身体ノ健康奉仕ノ安泰ナランコトヲ祈ル。

神服 此ノ撒餅ハ天狗舞ト称シ、神饌トシテ拾ヒニ參ル者、近郷數里ノ遠

キヨリ來り、頬ニ增加シツツアリ。此ノ餅ヲ拾ヒ得ハ、今年(拾ヒタル年)開運ストノ信仰アリ。當杜神事中最モ神秘ナル行事ナリ。

一〇、大祓式

祭日 六月三十日・十二月三十一日。

儀式 当日社殿ヲ裝飾ス。

時刻 神職・山留役・一般人參入着座。

先 開扉ノ儀。次 大祓詞ヲ宣ル。次 杜司祓物ヲ鷹ノ上ニ置キテ祓フ。

次 杜掌、祓ヲ行フ。次 山留役、一般參列者、祓ヲ行フ。次 杜掌、

木絶、麻ヲ入針ニ取り裂キテ祓フ物ト共ニ鷹ニ包ム。次 鷹ヲ山留役ニ引渡ス。次 閉扉ノ儀。次 山留役川瀬ニ向ヒ出發ス。

由来 不詳。

神服 氏子参列者多シ。山留役ハ順次ニ役ヲ割リ当ツ。現在氏子隣保班一班宛ナリ。

一一、雨乞祭

祭日 一定セデ旱魃ノ折二行フ。

儀式

先 修祓。次 雨乞箱入札青竹筒ニ取メタル神水ヲ奉獻ス。次 祝詞奏

上。次 拝札。

由来 不詳ナレドモ鎌倉時代既ニ当杜雨乞ノ靈験顯著ナリト伝フ。仙覺方

葉抄ニハ、株名山ニ雨乞ノ勅使ヲ立テラレタリトアリ。

備考 本祭儀ハ一般崇敬者ノ乞ニ依リテ行フモノニシテ、関八州ヨリ乞ヒ

来ル。遠キハ会津・信濃等ヨリ來ルモノアリ。靈験顯著ナルトキハ「札

詣リ」ト称シ、再ビ自己ノ村ノ水ヲ持參スルヲ常トス。

往古ハ株名湖ノ水ヲ神水トセルモ、現今ハ境内「万年泉」ノ神水ヲ以テ

セリ。(現今ニテモ、ママ株名湖ノ水ヲ以テスルモアリ)。雨乞札及簡ノ

包紙添付セリ。

神事習俗

雨乞い 昔は水川神社（上尾市二つ宮）の池をかえると雨が降るといつて、ひでの時に雨乞いをした。最近三〇—四〇年くらいはやらなかつたが、雨乞いの前には榛名山へも水もらいに行つたようだ。もらつて来た水は水川さまの池に入れてからか出した。

上尾市でも中山道の東側の村から続出で、雨が降るようによることからミノ笠をつけて出て来る。

池の所に三脚を立て、滑車をつるしてロープ（ローブ）をつけ、四斗桶をくみ出し桶としてみんなでケエホシテしまう。一部落一部落で線香を立てて時間をきめて水汲みの当番を交代する。六部落があるので、池の水が減つて来ると池の中に入り、棒で突ついて水を出して、池の底をさらつてくれいにする。

雨乞いに使つた道具は競売にして売つた。

また、始める前には御神酒を飲んでから始めた。

雨乞いの水をもらいに行つて来る旅費は村持ち負担でまかなつた。

雨乞い 横名山は、雨乞いに対しては「現金である」といって「雨乞いへ祈願」に見えた所には降雨あらしめ、雨乞せぬところは陽村でも降雨させず、村界でもはつきりさせた」といわれる。

雨乞いに参り、青竹に神水を納めて祈願した後、帰村する途中は青竹を地面に置くとその場所に雨が降り、祈願した村には雨が降らなくなつてしまふ。まちがつて地面に置いてしまった時は、雨乞いのやり直しをする。

雨乞い 武州の蕨の城主の奥方は「蕨の方には電を降らせない」といつて、蕨名湖に入水したと伝えられ、蕨の雨乞いは、蕨名湖の水を青竹に納めて祈願するならわしあつた。この帰路は中山道を水の入つた青竹を手送りする例であり、靈験のあつたときは、「お礼参り」として蕨の水を返したものである。

蕨の人たちは万年泉でなく、湖の御水を汲み、帰りは徒步で手送りして迎えて運び、村に入る時は村中の者が出て、大行列のように平身低頭して迎えたという。

天気まつり 吾妻（郡）の方の人たちは「天気まつり」に来る。雨乞い來たことはなく、晴天祈願のお参りに五月五日にやって来て太々神樂を奉納した。東村五町田、箱島などである。

中里村聞物の札まつり 五月九日をフタマツリときめて、寅の日に行うトラマツリと榛名まつりを一緒にする。札まつりは、榛名神社の代參があつて、お札を受けて来て「風除け」のまつりをするもので、わからないうらい古くから続いている。

この日は「農道具をとらすにまつる」といって一日中畠仕事は一切やらず、村中が休みになる。
村中から米四合ずつ集め、山からウド、ワラビなどをとつて来て、コンニャクヨゴシなどもつくり、メイメイビキの肴（個人毎に盛りつける）に

して出す。酒は一人一合くらいで、集めた米はすしをつくり、他の一切は宿もち（負担）で、大がかりなものになるので近所の女衆を頼んで準備をするので御祝儀のよきにぎやかさだった。

安中市下間仁田村の雨乞い 雨乞いは上耕地、前小峯、後小峯の三部落を合せた旧村下間仁田村全体で行われる。富岡市藤木との境にある浅間山の

近くに雨乞いという地名があるが、そこが会場になる。
榛名山、碓氷峠（熊野神社）、稻荷神社の三ヶ所へ若者たちがお水もらいに行つて来ると、山上にまつり大火を燃して雨乞いが行われる。獅子も奉納される。

万年泉 万年泉石碑裏には次の文が刻まれている。

万年泉銘並序

上野有榛名山層峰重巒險而盤回西北

嶺口深為一泓地闊數千畝池之左路通信

州界一大山乎山有祠廟奉祀元湯變命宇

摩志麻治命之相神武継靖後入山之窟隱

志乃其舊矣其窟寫冥深淺莫測焉用明時

始構於前即今廟也相距十三四步許路

左出盤泉爲涌嚴賀難旱涼弗潤名曰万年

泉緣崖穿為洞為穴古木陰自佳致凡州人

禱雨之泉所祀諸神則草里中社輒有

徵應其賽報以返之云亦一奇也山多勝槩

泉居其甲固特是記歲庚甲三月佐藤芳

充繕勒千石余因而銘諸厥辭曰

山以榛名 泉以年靈 稚地之寧

干死干生 何其蒙也 自幽宮也

神事習俗

在坎中也 無不通也 發源霧露

流注不渴 避茲酣酌 雨暘時若

豈狹肥泉 雲本則仙 云胡然兮

億万斯年 今

元文五年度申六月上己日

長崎平君舒撰

あづきがゆ 元日の朝、あづきがゆをつくって神社に供え、これを下げて来た後、乾かしてから小さなオヒネリにして京ヶ島や京目の方の垣中に配った。一月十五日のあづきがゆのもとで、オヒネリのものをあづきがゆ

の中に一緒に入れて煮た。榛名山のものを入れることによって五穀豊穣、業興盛ということだった。

中ノ坊がやつたもので、昭和になつてもやつていた。

刷初 一月二日が刷り初の日で、午王の札を二〇〇枚刷り上げた。この日は酒ぶるまいをして祝つた。

簡第 一月十五日早朝、神社で行う。これに使用するヨシは、もとは山

でとつたが、最近では下の方の部落に委託して栽培してもらつて使用している。すぐれのようにつくるが「夕かほ」のような軽いものが最初に来て、中ほどのところに主要な作物が並べられている。

夕かほ

鶴な

なすび

うり

早大豆

おく大豆

あさ

かひこ

大麦

小麦

早小豆

おく小豆

さけ

早いも

早いね

中いね

おくいね

木わた

大こん

あきな

ひえ

早あわ

おくあわ

きび

そば

あろ

けし

こま

からし

つみ

もうこし

簡第の神事が終り作物の作占ができると春まわりの

始まりとなる。

簡第のアシ 簡第のアシ（葦）のおさえは、コメゴメの木で、カイバシラというのを使つ。オカユをいたぐ時にこのカイバシラがあたると良い事があるといわれる。

午王札 三奇鳥といわれるものに仏法僧、慈悲心鳥、カラスの三つがある。榛名山はカラスの絵がある。

午王札は、田の水口に立てるお札で、横長のものが古い形で、最近のものは縦長になっていて、盜難除けとして門口にはるようになって来た。

御師の活動

近世の権名山には一〇〇戸に近い坊がありそれらが御師としての機能を果していた。御師は世襲の権那場と称する領札区域（旦中・坦中とかいう）をもち、参拝者に代って祈禱をして、神札の配札をし、宿泊所を提供した。

毎年きまつたころ、各自の持分——権那場を巡回して配札を行い、初穂を神社へ奉納してもらつた。神社分と御師の取分とをもらうもので、これが収入であった。権那場は世襲で、御師どうしは相互に侵さないことを原則としていたが、次第に格差が生じ、買入・売賣等不動産のように取引きされることがとなり有力な坊に集中する傾向もおこつた。般若坊に現存する数種の証文にもはっきりと示されている。

現在では、権名山の御師の巡回はほとんど一部に限られ、代參講もまた急速に変化、減少しつつあることは否定できない。そこで、昔の巡回と現在の配札について般若坊の資料によつてみるとことにする。

御師 檜中（正式には権那場という）を持っていた坊の御師は、一説では鎌倉時代にはすでに三、一〇〇坊あったと伝えられているが、実さいには百坊くらいではなかつたかと推論されている。

明治十四年には、権那場をもつたのは五五軒といわれ、現在は、宗教法人として登録してあるものは一五軒である。

権那場の配札 カスミとよばれる権那場への配札は、昔は一年に四回まわる所もあつてかなりの収入があつた。

第一回

春まわりとでもいうのか、正月の箇定の札が出たとき権那場をまわつて穀を集める。

第二回 麦バツ

正しくは麦初穂で、麦がとれたころ、牛王の札や嵐除け、電嵐除けの札をもつてまわり、麦で初穂料を集める。（この前に代參がある）

第三回 大豆初穂

秋まわりとか大豆まわりといわれているもので、大豆で初穂料を集める。

第四回 畏禮

幕にまわるもので、米を初穂料として集める。

初穂料 「お初穂」だから量目をきめることはなく権那場の意思で量が

きまるが、毎年の例でだいたい集まる量はわかっている。

麦バツと大豆まわりで集めた麦と大豆でミソを煮たもので、米は主食になつたりした。

大名や武士などとか、遠方では現物ではなく金銭にし、近い所や農村部では現物で集めたようである。

走宿 配札にまわる手代の泊る宿は権那場できまつており、古くは組頭などの村役人の家に泊つたらしいが、後には信仰面から親しい家に泊るようになつてゐる。宿泊代もだのようことでお世話になつてゐる。

手代 権那場へ配札に行く者としては、土地の者（権名山町の）で権那場をあまり持つていない人を大せい雇つてゐた。

手代を配札にまわす時には、正式の契約書をつくる出先での言動に注意するよきびしいきまりがあった。

定使い 檜那場の中では、その村の中で初穂を集めてもう人として定使いを頼んでいたようでこの人に手伝つてもらっていた。

遊び 遊びして金がたまる、帰りに板鼻にまわって、バクチをしたり、女郎買ひをしたこともありあつたようで、ときどき注意の布令が出てゐる。

織札 曽は、巡回帳を必らず持つて行くので、これが身分証明になつただろうが、最近は、神道教師の身分証がある。

教派神道の神道大教に属し、株名大教会教師の資格をもつ者は、株名山には現在二十五名いる。湖畔にいる人は五、六名である。神社の祭典に、衣服をつけて奉仕するときには教師の資格が必要になる。

坦廻關係文書 般若坊に保存されている坦廻關係の文書には次のようないものがある。

一、文久三年六月吉日

夏垣題御初穂帳

一、慶応二年七月
吉井在郷初穂入用帳

一、安政二年

東上州麦御初穂覚帳

一、安永二年

小宮領

三田領

御初穂覚帳

秩父郡

一、明治四年

甲斐国春廻御初穂帳

東上毛御相中上納仕切証文

勢多郡 村数 四三ヶ村 家数 三、一二四五
佐位郡 二二一ヶ村 二、八〇〇余

新田郡 五三ヶ村 四、〇四〇
山田郡 六三ヶ村 五、二二〇余

野州足利郡 七ヶ村 四四〇
惣村数 一八八ヶ村

家数 一五、七四五軒
右 正月札引

六月麦坦廻

十月報廻

右之場所当午ノ麦坦廻より来ル戌年迄五ヶ年之内御取納物御上納年ニ金

拾苞兩ニ面
但夏金六箇武分相定御坦廻仕候處実正明白ニ御座候、然ル上は如何様草

損水損等有之候共相定の上納全期無相違急度上納可仕候

一、御相中江御指図無之内は無断にて勤化奉賀等之儀決而仕間敷候

一、御相中前に酒宴遊芸等之儀決而仕間敷候事

一、年中御坦廻用御札之儀私共於御家ニ仕立可申候附坦廻發足之節持出し

一、御相中前御宿御名主又は其外祖頭等江之土產物等減少仕間敷候

一、御相中大切ニ廻村可仕候

前文之通り相定候上は少も造乱無御座候、仍而奉差上候証文如件

文政五年六月朔日

卷八

同所

一宮外記

通垣 檜垣場をまわって配礼し、お初穂を祭めるのを垣廻りといい、県内の近い所は年四回、三回、二回とあり、遠地でも、少なくとも年一回垣廻りしている。近い所は米菴などの現物で、遠地では金子で受けている。

このように、原則として現物初穂の關係もあって榛名山町の山中川沿いには多數の水車が設けられ、(總數)一〇以上櫛那場を広く持つ坊は自分の水車をもち、公儀御社会(金五両)月番費用(銀三〇匁)を出していたと
いう。

確水縣大桑村

武百文

立札 売枚計り

糸卷

代參江大判

北野

五百文

立軒書林

卷之三

代參江大札

名主殿
老人

名主

卷之三

名主殿

伊左衛門殿

武朱

五百文 上相
立札 売枚
大札 十二枚

藤木村
式朱
立札 壱枚

卯年五月代參相成八
安中在野殿村 東組五百文

名主
當役
銀藏
殿
屋代參
廉作
殿
毛人
毛人

妙義・下十二村・中里村迄七ヶ村

一、大札 三十枚
一、小札 武百枚

高崎片岡和田田中
神戸若田吉藤川

夏 一、国分散
秋 一、日光杓子

八十本 半俵
五十膳

一、茶
一、はし

四百枚 武筋
五百膳

一、大札 郡内領夏
一、扇子
一、上箸

四百枚 武筋
五百膳

一、たばこ入
一、国分散
一、風呂敷

六百枚 武筋
六百膳

一、たばこ
一、持出し
一、茶

七百文 小包武百一拾

吉井在夏廻り
一、大札 六百枚
一、小札 三箱
十五本

百廿枚

百枚

五箱

三拾五枚

百廿袋

五拾精

百枚

五百枚

百枚

廿五箱

富岡町在分
日野谷夏秋同様

一、大札
一、小札

一、大札
一、小札
一、扇子
一、茶
一、大札
一、小札
一、多葉粉入
一、小風呂敷
前橋在分

新田筋夏之分

毫

六百枚

六百札

五百半

四百六拾本

四百五拾本
拾八

百枚
一百枚

御師の活動

東上州柳廻り	一、大札	一、小札	一、麻	一、茶	一、煙草入	一、刷子	一、薪生糞栗廻り
	一、大札						
	一、杓子						
	一、煙草入						
	一、茶						
	一、大札						
山中領冬担廻り	一、小札						
	一、火防						
	一、干物						
	一、杓子						
	一、扇子						
	一、たばこ入						
烟草仕入惣書	一、路金						
八百五拾把							

七枚	札箱に入れて七枚目	四百枚	四百枚	四百枚	四百枚	四百枚	四百枚
六拾把							
壹貫目							
五百枚							
四百枚							
三百枚							
二百枚							
一百枚							
七十枚							
六十枚							
五十枚							
四十枚							
三十枚							
二十枚							
十枚							
五枚							
一枚							

一、三千三百把

江戸根古屋

一、同

七万武百五枚

武十万七千九百八十五枚

一、三百把
一、八百五拾把
一、五百六拾把

江戸
都内
下野

一、同

是迄に五ト武百八十把八ツ切り積り但シ九十枚口之數共二万四千
枚之分ニウリ札阿リ不足ニ付五百枚ヲ可切事

右春分
一、七拾把
一、武百把
一、武百三十拾把

都内
青梅
下總

一、同

長百、六千武百八十四枚

一、七拾把
一、武百把
一、武百三十拾把

都内
青梅
下總

一、同

壹万三千五百四十七枚

一、七拾把
一、武百把
一、武百三十拾把

都内
青梅
下總

一、同

六千七百七十八枚

一、七拾把
一、武百把
一、武百三十拾把

川越足立
下總常立

一、同

四百零枚

一、七拾把
一、武百把
一、武百三十拾把

川越足立
下總常立

一、同

武万三百廿六枚

一、七拾把
一、武百把
一、武百三十拾把

川越足立
下總常立

一、同

此分額入 三十四枚也

一、七拾把
一、武百把
一、武百三十拾把

川越足立
下總常立

一、同

武千武百卅五枚

一、七拾把
一、武百把
一、武百三十拾把

川越足立
下總常立

一、同

四百零枚

一、七拾把
一、武百把
一、武百三十拾把

川越足立
下總常立

一、同

武千六百三拾八枚

一、七拾把
一、武百把
一、武百三十拾把

川越足立
下總常立

一、同

此分ノリ入 四メト武百廿八枚也

一、七拾把
一、武百把
一、武百三十拾把

川越足立
下總常立

一、同

外ウリ札

一、七拾把
一、武百把
一、武百三十拾把

川越足立
下總常立

一、同

九十七枚

一、七拾把
一、武百把
一、武百三十拾把

川越足立
下總常立

一、同

九十七枚

一、七拾把
一、武百把
一、武百三十拾把

川越足立
下總常立

一、同

九十七枚

五百五十把切り五万枚トなる
一割引ヲ長四方五千の積リ

十五万七千七百八十枚

般若坊記録より

糊板

八百卅枚

千三百枚

外ニウリ札

百四十九枚

担用
内道

一、春札

一、同

十九枚

百六十八枚

外ニウリ札

担用
内道

一、扇

百九箱ト十本

内七十七箱者出先ニ而調候也

三十式箱ト十本内分可送分

内道

一、同

三十六箱ト八本也

但

一、たばこ入

千九百九十三枚

但

一、たばこ入

但

但

一、扇

但

内道

一、同

武百八十八枚

土産

檀那場を手代等が廻る時には、各地のそれぞれの有力者の所などに土産を持って行くことが記録にはつきり残されている。扇子、箸、煙草入、たばこ、少量だが麻というのもみられる。それらのはとんどは坊の方から宿宛に先に送つておこが、大量になるものは出先で求めたりしている。たばこについては吉井町在のものを貢入れたりしているようである。約子

は飯盛り約子とみられるが、日光約子というのが何を意味しているのかははつきりしないが、場合によると汁約子ということも推測できる。
何れにしても、榜名からの手代——御師が極端な例では阿江干物を土産にして廻る（高崎和田多中方面）ことはきわめて興味をひかることである。



満行大権現のお札（一宮家蔵）



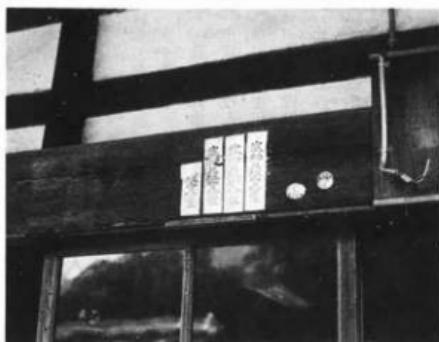
万年泉わきの末社（ホウソウ神）



境内の末社（稲荷社）



樓門わきの末社（天王社）



社家町の家の玄関



太々神樂奉納額



拝殿わきに奉納された絵馬（裏面）



奉納されたハタ



奉 納 額

檀那場質入売買關係文書

差上申一札之事

一、此度被仰出候趣は檀那場売買之儀以来内証にて売買可為法度之旨被仰

出候、惣役人共御別當御下知を請衆徒は仲間え加印吟味役と年寄は其親類同役の加印を以て売買可仕由被仰付承知奉畏候依之連印一札差上申候

一、脇年寄役以下は役人え願出其段披露仕吟味之上月番の奥印を以売買可仕候、若内証にて売買仕候は、当人は不及申加印候者共ニ可為越度申候

仰付候、則脇年寄以下は其段急度申渡銘々連印一札惣役人方え取置申候
以上

安永五申年十二月廿日

年寄役

小川左近

原田妥女

早川左膳

佐藤左京

小山主殿

佐藤求馬

吟味役

一宮外記

衆徒

惣役人中様

質地売渡申禮中証文之事

御留守居 仏乗院法印様

差上申一札之事

金剛院
中福坊
万乘院

一、此度被仰出候趣は檀那場売買之儀以来内証にて売買可為法度旨被仰付

役人は御別當御下知を請、衆徒は仲間え加印、吟味役と年寄は親類其同

役の加印を以売買可仕由被仰付候

一、脇年寄以下は願出其段披露仕吟味之上月番の奥印を以売買可仕候、

若内証にて売買仕候は、当人は不及申加印候者共ニ可為越度申候

右之通御下知承知奉畏候、若於背は何分の御旨にも被仰付候共少も違背仕

間敷候、為其連印一札差上候以上

安永五申年十二月廿日

脇年寄以下

銘々連印

一、大林坊坦中武州下總常陸野四ヶ国にて村數五百六拾七ヶ村之場所金五十五両に相定右金此節不残請取當未ノ年より来る戊午迄四ヶ年季ニ先渡申處実正に御座候。然る上者當未春廻りより賣坊之御方にて御坦廻可被成候。且御代參詣并ニ太々迄茂貴坊御方え御付可被成候。右壳渡候場所は御別當所外迄決而書入には不仕候。年季之内金子出来不仕候ハバ此證文永代御持可被成候。右坦中に附候ては脇より故障等申者決而無御座候。万一藩儀申者有之候ハバ連印之者不殘認出急度將明少も御苦勞相懸申間敷候。為後壳渡シ申坦中証文依如件

文政六年癸未年正月

一 宮外記載

亮主 仙太夫 印
証人 平 内

寛延二巳歲四月廿一日

一、上州佐位郡安堵村太田村宮下村西下植木村右四ヶ村毎度販殿且那場に有之候所に金子拾武両毫分之御借用に応シ私方江賈取申候。然ニ此度私金子入用有之候に付右之四ヶ村江東下植木村中里村相添都合六ヶ村金子拾六両ニ相定壳渡申候所実正也。此且那場に付脇5構無御座候。然る上者永代御支配可被成候。為後日仍而証文如件

大林坊亮主

法林坊

親類

峯之坊

同

北之坊

同口入

大麻坊

組

小坂坊

前書之通相違無御座候要切仍如件

一 宮外記載

当月番

佐藤 齊宮

般若坊

水代壳渡ス且那場証文之事

一、村數拾武ヶ村也
但 下古寺村、上古寺村、五明村、玉川村、玉川一卜市村、千手堂村、平沢村、普谷村、疊九村、河原村、月之輪村、水房村

一 札之事

一、壳渡証文之事
一、指者持分且那場之内武州新方領大沢村下真栗村箕輪村都合三ヶ村此度金子三両式分請取壳渡申所実正明白也。此且那場に付脇5構無御座候。然る上は貢殿永御支配に成御旦題御支拂可被成候。如此相定候上は少も違乱申間敷候。為後日証仍而一札如件

亮主 間倉長太夫

証人 極 東 院

同断 門倉善左衛門

拾武ヶ村也、此家數六百四拾也

右之村々今般金子拾四両式分ニ貢殿江壳渡申候處實正也、當夏旦過より貴

殿御方にて御應し可被成候

右且中膳より少茂構無御座候、何様之儀出來申候共私等引請御苦勞掛申間
數候、為後日仍而如件

宝曆八年寅五月朔日

加印權太夫

一、下富田村

一、小僧根村
覺

家數七拾軒

麦六斗三升

穀五斗九升

代參六百文

宿伊右衛門

麥五斗六升より六斗迄

同六拾七軒

穀五斗四升

代參四百文

宿惣右衛門

麥四斗二升

穀三斗五升

代參三百五十文

名主宿源内

麥一石二斗

穀一石一斗

代參五百文

宿久兵衛

五百文

十六人組

同百三拾軒

穀一石二斗

代參五百文

宿久兵衛

五百文

六百文

一、下富田村

一、中芝村

一、武州男衣郡小僧根村、上富田村、中芝村、下富田村

右四ヶ村家數三百拾七軒之所金子拾壹兩ニ壳渡候處實正也、御初尾取高之儀は夏秋共に五石四斗、代參三貢八百四拾八文是ニ相違無御座候、此壇那場に付駕より少も構無御座候、右駕より何様之儀申者御度候其加印の者引

請何分にも塔明け貢殿に少も御苦勞かけ申間數候、為後日依而証文如件

一、同

一、外二講代參

二十四人組

穀一石二斗

代參五百文

宿久兵衛

五百文

六百文

下富田村内也
小須賀山宿
喜右衛門

宝曆六年丙子ノ極月
小川内匠殿

穀一石八斗二升
穀二石五斗八升

証人長太夫

一、同

喜兵衛

右之通り相違無御座候、尤当分金子拾壱両之内金八両請取申残金三両之儀
は来る丑の夏中御擅廻之上金子御渡し可成候

右書付通り相違無御座候也、金子拾壱両之外金子武両程も御ケ質上御渡
し可下候、若書付通り間違御座候はば右御渡し被成候八両にて水ク御分配
可成候、如此相應め候上は少も相違無御座候以上

売主 喜兵衛

証人 長太夫 吉

宝曆六年子極月

小川内匠殿

質地坦中証文之事

一、拙者持分禮中信州佐久郡菱野村後平村家數合而武百五拾軒年ニ充度通
り概七斗武升位夏初穂七百文位外に代參料七百文右之場所代金武両に相
定參ヶ年李質地ニ相渡書面之金子御請取申候處實正に御座候、然ル上は
參詣道者并代參等貴坊方に御所持可成候、尚又諸詳借并内借等書文に
は決而無御座候

右之通り相究申候上は少茂達無御座候、為後日質地証文入置申候如件

檜那場壳渡ス証文之事

売主 西之坊
加印 南藏坊
口入 小坂坊

文政五年午年四月
般若御坊

一、武州男義郡小僧根村上富田村中芝村下富田村
右四ヶ村家數百拾七軒之所金子拾壱両ニ充度申候處實正御座候、御初尾
取高之儀は夏秋共に五石四斗、代參八百四拾八文是に相違無御座候、
此櫛那場には脇より少も構無御座候、若脇より何様之儀申者御座候共加印
之者引請何分にも説明け貴殿え少茂御苦勞掛申間敷候、為後仍而如件

質物壳渡申且那場証文之事

一、武州足立郡鴻巣領且中先年主殿より隠居賣求候且那場此度隱居遷化
被是に付無撫儀故右拾ヶ年季之為質物金子七両三分請取主殿より入置
候証文二通并村付別紙二通相添壳渡申候處實正御座候、若拾ヶ年之間金
子出来候は、本金七両三分にて且那場御返可被下候、年季過候は、永く
御所持可被成候、右之段御別當所江茂御届け申候得共此且那場に付協よ
り構申者一切無御座候、若六ヶ鋪儀出来候は、加印引請貴殿御苦勞か
け申間敷候、右之通相違無御座候上者來成の夏より御且廻被成御納收可
被成候、參詣之衆中御座候は、是亦來春より急度差遣可申候、貴殿御方
にて御脇有被成候、右一々相定壳渡候上者少茂相違無御座候、為後日仍
而証文如件

安永六年西一月日

売主 中之坊
証人 早川主膳

一宮外記観
右之通り相違無御座候に付為仲間惣代奥印仕候 以上

円乗院

亮主

質地垣中証文之事

証人 丈 助

一、私持分担中野州都賣郡安蘇郡入会兩郡ニ村持四十六ヶ村、家數一万

証人 小川報負

軒之所私し一度廻り之場所此度金五拾両に相定の其御方え当辰ノ十二月

明和九年壬辰五月
一宮外記殿

亮渡申且那場手形之事

一、我等持分之且那場新田領之内上田中村上江田村分之新田たかう村合而
三ヶ村之儀金子拾五両請取永代に亮渡申處実正也、此且那場ニ付臨より
少も構無御座候間就如何様之六ヶ敷申者有之候共我等培明ケ少茂貲候
御苦勞にかけ申間敷候、如相定候上ハ少も違乱申間敷候、為後仍て証文
如件

享保十一年未ノ五月十二日

亮主 一宮三右衛門

同人 小山佐之衛門
同人 小山佐之衛門
外記

小山伊右衛門殿

国名	都名	御師坊	村數
下野國			
河寒塙安梁芳那			
内川谷蘇田賀須			
二一一二四五三			
七五九	一〇六	六七	一六五
信濃國	岩代國		二二九
高佐	会計	都足	
井久	津	賀利	

一六一一六五三

二〇四 二〇八 二九〇 一九〇 一九〇 二四五八 四三

計 伊那三郡 諏訪筑摩 内科摩 水更筑

二七一三四一一

九五三 二五一 一一〇 一八四 九一

前書之通相違無之真印仍而如件
般若坊様

天保三年十一月

月番 原田内藏
坦中主 大麻坊 加利 峯本坊 三力坊
口入 御別當 申候

安房國	越後國	武藏國
長朝安 計	蒲原頭城 計良	久横豐都荏高新多葛那男比秩足入樓幡兒大賀埼
扶井房	岐見嵩築原麗座摩飾賀衾企父立間沢羅玉里美玉	
四一一一一一	四二一四三二三四一三一五五七五二四四九二八九〇	二
一七一五〇九七	二五二六二〇四五四四二〇七八一〇二二〇五二一八三五	四二一九八五五五四三五三八
下總國	上總國	甲斐國
千埴 計	地周武市長天山望夷都八山巨足陶三津鍊愛高大橘 計	相模國
葉生 院	夷隅埴生長柄 入会五市原望院	久
三一七	一一二一二三三三二二四三三一四二一二二二四二二	二
五一三三七八八	二三五二〇八八一六三七四五一〇三五一一四一五六七一七四一六一六一三七七四四〇七三〇九三三九三	一
村數 九一九八人	常陸國	
御師延 一一小國	谷真鹿新筑河信多行郡久相豐印葛猿結岡香海匝 計	
郡村 般若坊 (一宮昌輔氏) 保管	田壁島治波内太賀方河慈馬田幡飾島城田取上差	
一三一四二二三三三二一一二一四四四三五三三三一	三	
一、 二三五八一五〇一七九一三〇	一、 二二九六一〇七一四八一五八三二	二二五八七八

門佐佐依原門小吉小新山輝原佐佐園園原原最佐深小最小原小一 倉藤藤田田倉山田山井田木田藤藤田田田上藤町山上山田山宮 福安 稔利增茂美玉真輝真有真促 稔米真春直谷広 荟利秀栄 実雄糺並雄郎松可吉澄喜平年彦治索東雄苗雄枝雄衛昇枝雄樹	
七 三〇 一七三 二四二一〇七 三九九	群馬郡
一八三三三一八四三六三九三四六六一三	碓氷郡
七一六三一九五七 三一六 三七七	甘樂郡
一 一 一	多胡郡
一六三五 四七 三	緑野郡
六三〇 五〇 三 二	邑樂郡
二二 三二七 二〇	佐位郡
二 一 三六一一五六	那波郡
二 六六	山田郡
一 六一 二五	新田郡
三〇三 二九 一 三 五三	勢多郡
三〇 八五 三	利根郡
二 一 一 片岡郡	
二六三六三六八一六三四四四五八八九四三九四九五三六三六四	計

注 穀若坊 (一宮昌輔氏)保管 都村銘細簿 毫々參 参照し作成	計	原 小 依 小 佐 原 小 小 一 湯 佐 佐 吉 原 田 山 田 山 藤 田 山 川 山 宮 本 藤 田 田 芳 泰 和 直 美 妥 茂 多 軍 令 �辉 義 峯 定 皆 吉 三 市 樹 留 雄 樹 開 平 治 吉 彦 雄 米 吉
	二三四	一一一 二二四 九三六五三 三 五五二
	一〇五	
	一四二	
	一三五	
	三八	
	七四	
	四一	三二
	五四	二
	七九	一
	六八	一五
	一六二	三八二 二
	一〇四	二一〇 三八五
	九六	一六
	一三	
	二三五	三二一 一 二二四 九三六五三 三 二二七 八一三

現在の配札

般若坊にみる代參講中

般若坊の配札数（昭和五年春）

棟東村庄馬場中之前

大札 四〇

小札 四〇

藤岡市下日野猪之田

御立札 二五三

藤岡市上日野田本

立札 四〇二

藤岡市細ヶ谷戸

小札 一

御立札

鬼石町

前野、犬目、寺原、夜沢、田黒、向殿田、
坂本ダムの為講社解數
(三九・四・二九)

立札 二五

鬼石町坂原法々

立札 二

御立札

小札 四八

午王

神体注連立札

鬼石町露久保

午王小札立札

午王小札立札

万場町第一区

万場町柏木

午王小札立札

万場町柏木

午王小札立札

万場町東塙沢

午王小札立札

万場町西塙沢

午王小札立札

万場町第一区

万場町第一区

万場町第一区

午王小札立札

万場町高塙

立札

神体

午王小札立札

二五一

一体五〇五〇一

四七四四四

四四四一

六六六一

一体四一四二

現在の配札

一
四四四四
一一一一一一
一一一一一一
一一一一一一
一一一一一一
一一一一一一
一一一一一一
一一一一一一
一一一一一一
一一一一一一

四(もと一五)

中里村平原持倉	立札	小札	中里村小室	立札	小札	午王	午王
中里村平原八食倉	立札	小札	午王	立札	小札	午王	午王
上野村乙母	立札	小札	午王	立札	小札	午王	午王
吉井町岩崎	立札	小札	午王	立札	小札	午王	午王
桐生市上久方	立札	小札	(梅田町一丁目)	立札	小札	太田市原宿(毛	立札

一五〇 六 二〇 一 三五 三九 一 七 一 七 一 八 八 一 六 一
（中良作村）

四（もと一五）

太田市植木野	立 札	簡 粥
太田市園田良祐		
新田郡笠懸村阿	立 札	
新田郡笠懸村阿	小 札	
新田町大根	立 札	
前橋市飯土井下	小 札	
前橋市飯土井下	立 札	
前橋市飯土井北	大 札	
前橋市飯土井北	立 札	
前橋市飯土井原	大 札	
前橋市飯土井原	小 札	
前橋市市子	立 札	簡 粥

北山見竹沢
北山見竹沢

代参講

代参講——権名日待 権名信仰のひろがりの中では、村々で毎年二月から五月上旬ころまでの春の農耕の始まる前に権名日待が行われた。講員は、宿とよばれる当番の家に集まって、飲食をともにして権名の神を祭るお日待講である。この日、講員の中の何人かが代参者として権名神社に参拝し、御師を通じて神札を受けて村へ帰り講員へ配布する。神社は、立札（辻札）虫除、電風除、雷除、蚕守、火防等の札や、危除の牛王札などで、辻札は、竹にはさんで村の辻に立てるものであり、電風除札は、田や畑に立てる所が埼玉県下に多い。千葉県からの代参者は、梨栽培に禁物の電除け祈願と答えていたが、養蚕、麦つくりその他の農業にとて障害になる虫害、電風除けは切实なものであり農耕を始める前に祈願するものであった。

代参講を代表して権名神社へ参詣に来る代参は昔は一日では権名へ来られず、宿泊だった。代参には代参料として札料、坊入（宿泊料）を一括して納入するものもあるが、多くは札料、坊入と区別して納入する。この納金は定められた額ではなく、代参に来る側のオボシメシで納められるもので、村がらによつて高下がある。これに対して坊の側では、多額の奉納の講社に対する待遇もよく、般若坊では、講社の台帳に別席、準別と印がつづられていて差があつたようである。しかし神酒の量には制限がなく、それがまた人気をよんだということである。

坊の獻立 天明三年の浅間山大噴火後の大凶作の後には、諸事質素にす

ることのきまりが出されているようだ。寛政七甲寅年一月に「毎歲代參并參詣朝夕獻立」として「右之通定勝手役へ申付置候事」と記されている献立を上げると次のようになる。

夕 霧 大こん、かんてん
平 切昆布

揚豆腐 一丁八ツ切一ヶヅツ
焼鶏 二ツ

汁 ひば

猪口 煮大豆

水こんにゃく

翌朝 平 からしあけ揚豆腐
一勺盛り 一丁五ツ切

猪口 梅干二ヶ

坪 みそ煮 ひじき

大豆

汁 ひば
飯

代參調

右代参井參詣共に不酒出候事
大因作がなくとも質素だった献立が、表向きだけかも知れないがよりき

びしくなり、酒が一切なくなつたということは、代参に來た人たちの大きな楽しみを奪つてしまつたといえよう。

浦和市	木崎村	谷塚谷田村	谷田村三室村	三室村	三室村野田村	尾間木村中尾	尾間木村大久保村	土合村	美谷本村	市
植水村大久保	七里村	片柳村	春岡村	宮原村	大砂土村	大砂土村	大砂土村	大砂土村	大砂土村	七里村
植水村	七里村	七里村	春岡村	三橋村	宮原村	宮原村	宮原村	宮原村	宮原村	片柳村
植水村	七里村	七里村	春岡村	三橋村	宮原村	宮原村	宮原村	宮原村	宮原村	片柳村
植水村	七里村	七里村	春岡村	三橋村	宮原村	宮原村	宮原村	宮原村	宮原村	片柳村

七	七	七	七	七	六	六	六	六	六	六	六	五	五	五	五	五	五	五	
四	三	二	一	〇	九	八	七	六	五	四	三	二	一	〇	九	八	七	六	
柏	崎	村	和	土	村	和	土	村	新	和	村	岩	機	町	明	戸	村	原	市
市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	町	町	町	町	
飯	能	能	能	能	能	能	能	能	能	能	能	能	能	能	町	町	町	町	
熊	谷	谷	谷	谷	谷	谷	谷	谷	谷	谷	谷	谷	谷	谷	村	村	村	村	
岩	機	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	村	村	村	村	

七六七八七九八〇八一八二八三八四八五八六八七八八八九九〇九一九二九三九四九五九六九七九八九九○五四三二一〇四三二一〇五

与 秋 所 狹 越 春 日 部 市
野 父 沢 山 谷 郡 市
市 市 市 市

河合村 慧恩寺村 慧恩寺村
川通村 内牧村 用田村
豐春村 武里村 豊春村
大袋村 勝島村 武里村
萩島村 萩島村 豊春村
增林村出羽村 松井村吾妻村
柳瀬村 大宮町 大宮町原谷村
中川村 高篠村山田 高篠村山田
高篠村山田 高篠村山田 高篠村山田
影森町 高篠村山田 高篠村山田

鶴	鶴	鶴	入	武	三	富	大	毛	日	入草
ケ	ケ	ケ	間	藏	芳	井	呂	高	間加	
島	島	島	見	山						
町	町	町	市	町	村	町	村	町	町	都市

坂戸町	坂戸町
入西村	入西村
大家村	大家村
大家村川角村	大家村川角村
三芳野村	三芳野村
三芳野村	三芳野村
高萩村	高萩村
高萩村	高萩村
高麗村	高麗村
高麗川村	高麗川村
高麗川村平沢	高麗川村平沢
高麗村	高麗村
高麗川村新堀	高麗川村新堀
山根村川角村	山根村川角村
川角村	川角村
鶴ヶ島村	鶴ヶ島村
鶴ヶ島村	鶴ヶ島村
金子村	金子村
扶山	扶山
元加治村	元加治村
鶴ヶ島村	鶴ヶ島村
鶴ヶ島村	鶴ヶ島村
鶴ヶ島村	鶴ヶ島村

三六一	三七一	三八一	三九一
四〇一	四一	四二	四三
四四一	四五一	四六一	四七一
四八一	四九一	五一〇	五一
五二	五三	五四	五五
五六	五七	五八	五九
六〇	六一	六二	六三
六四	六五	六六	六七

白岡町 南埼玉郡連田 志木市大志木市足志木市霞朝北伊桶新北戸
田市立市座足市奈川村市町本

美篠村
大和田村
大和田村
片山村
片山村
桶川町川田村
小室村
小室村
小室村
石戸村
石戸村
内間木村
膝折村
町宗岡村
町白子村新倉町
町白子村新倉町
白勝町
白勝町
白浜村
白浜村
黒浜村
黒浜村
黒浜村
黒浜村

代卷四

一九五	一九四	一九三	一九二	一九一	一九〇	一八九	一八八	一八七	一八六	一八五	一八四	一八三	一八二	一八一	一八〇	一七九	一七八	一七八	一七七	一七六	一七五	一七四	一七三	一七二	一七一	一七〇	一六九	一六八	一六七	一六六	一六五
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

横瀬村大居町、大滝村寄町、里村居町、大川谷村居町、菅谷村居町、比企郡小川町、大里村、泉郷村、川村村、村谷村、菅村村、大村村

白鳥村
桶口村
桶口村白鳥村
白鳥村
白鳥村三沢村
百間村
寄居町
寄居町
寄居町
寄居町男金村
寄居町鉢形村
市田村
（秩父郡矢納村）
（北葛飾郡松伏村）
大河村
竹沢村
竹沢村七郷村
宮前村
福田村
福田村
福田村
福田村

青八八八八八 東東東東場 玉玉
王王王王王 京京京京山 川川
梅子子子子子 都都都都町 村村
市市市市市市

今宿村	中野区
世田谷区	杉並区
	板橋区
	板橋区
	足立区
	練馬区 中村北町
	練馬区 早宮町 羽沢町
	練馬区 春日町 田板町
	南田板町 坂田
	谷原町 田中町
	上石神井一丁目
	下石神井二丁目
	下石神井二丁目
加住村	大泉町

久留米市	久米川	日の出町	五日市町	奥多摩町	東秋多村	西秋多村	多西村
清瀬市							
保谷市							

本多伯耆守代參
二二二二二二二
六六五六五五五
一〇九八七六五
万鬼鬼群長山
場石石馬野梨
町町町県県県

藤岡市

二二二二二二
六六六六六六
八七六五四三

新田町

市多田田田生
都都都都都
市市市市市
桐新太山勢
九六七二七三
九七一七二七
九七〇七一七二
九六九七一七二

卷之三

本多伯耆守代參

本多家の代事が始まつたのは享保十五年庚午（沼田城主本多正永）のことである。時、榛名湖に遊山に来ていたところ、山の神の怒りにふれたのか、にわかにものすごい雷雨にあい、ようやくのことで般若坊へ逃げこんで難を避けたのがきっかけとなり、それより後は毎年一月三十一日に到着二月一日帰路につく例になつてゐた。その間の歛立について般若坊の記録は次のようになつてゐる。

本多伯耆守代參

總理

赤飯銘々盛 松揚

酒 染
こほりごんにやく やまきとうふ
結干麿

有 沢

卷立

御着

御口祝
三方、昆布、かちくり

御椎煮
餅、昆布、青菜、やきとろ

御取看

猪口	煮物
白和	赤味噌
汁	こんにゃく、さんせう、里芋
大平盛	蓮根、青菜、大椎茸、南部長芋、干瓢
但	大平は御代参講相伴二人前、供は常の平にて三種たるべし
台引	付あげ
御吸物	まゆ茸、うど
御猪口肴	かけこま、ふき
御鉢肴	すり生質、あわび、こんにゃく

次 高付御菓子、甲州柿、搗栗、榧

御夜食

手 塩

ちんび、こせうのこ

猪 口

こま汁、餹鈍

御吸物

みそ、豆腐

二月朔日

朝

御茶菓子

銘々盐入、杉揚きなこ餅

御煎茶

御本膳

盛 分 けんきんかん、大根、くり、きくらげ、うど、せいかいの

岩茸

青菜、やきとうふ

煮 物

り

飯

路でんがく、やきゆば

汁

白和胡蘿蔔

地 紙 あけむすびゆば、水とうふ、いぼう

猪 口

平 盛 くわい、つくいも、竹の子、まつ茸、わらび

茶 碗

御吸物 酢出し、くまくまふき

御手塩肴・はたん百合

汁 オリ大根、菊味

御下向 ほそひきて、志い茸、きんかんとうふ

御吸物 みそ海苔、いもまき

御取肴 こんぶ
御手塩肴 セリ

御昼

猪 口

さとう、しる粉、もろこししん

手 塩

かうのもの

夕御膳

御猪口肴 志はかけゐ付、いとこんにやく

付 しそ漬を塩出して

御硯蓋 胡鬼子、但、俗につくばねの事、いりつきとうふ、焼いも、

本膳 のりあじ塩 椎茸、めらが

同日御夜食

浅草のり、くるみ、わらび、とうからし、焼みそ、蕎麦

皿

猪 口

しぶり汁

御吸物 みそとうふ

同日御夜食

にんじん、ずいき

手 塩

たんしやう、とうふ

坪

こましほ、かうのもの

手 塩

かんびやう、やきとうふ、せんまい

平 盛

御吸物 水とうふ、椎茸

御肴

見合

二月二日朝

御本膳

膾 手 塩

うど、つけみょうが、大根、せん台麩、あげて、椎茸

手 塩

香物 岩茸、つみ入とうふ

汁 飯

味噌、味噌煮、ごぼう、蘿蔴

汁

ひたし、しんきく
うすくつ、きんなん、かちくり、かんびよう

猪 口

味噌煮、ごぼう、蘿蔴

煮 物

味噌煮、ごぼう、蘿蔴

平 盛

味噌煮、ごぼう、蘿蔴

茶 碗

味噌煮、ごぼう、蘿蔴

台 引

味噌煮、ごぼう、蘿蔴

御 吸 物

小椎茸、丸露

汁

とろろ

御立膳

初しも、こんが、胡鬼子

御吸物

昆布

食物禁忌

椎名山に参詣する者についての食物の禁忌については、「忌服食様」（文化十二年七月）によると

一、四足
二足
卵
但

三十五日
十四日

口

汁

月を越せば日数等す（次）といえども朝日社參不苦

と書かれており、四足の動物、二足の鳥類などを禁じているが、一般に伝承されているようなかつについての記録はみられない。

椎名精進 昔、うんと畜が降って麦をはたかれてしまってから椎名さま

を拌むようになったという。四月十五日から先のトロの日に代参に一人行く。塩沢の東西から一人ずつ出て一組になり、十八里の道を一日で歩いて行き、坊へ泊つて翌日お札を受けて帰つて来た。椎名山と稻荷さまとは仲が悪いので、往々は黙つて通り帰りは秋葉は通らす。吉井から日野を通つて来ることになっている。早く帰るとお精進と一緒になるが、間に合わないとお札は純代に渡してからオテンマを使って各家へ小札を配る。大

札は椎名尾根とよばれる場所にまつる。
お精進は、昔は一戸あたり五合ずつの米を進め（最近は二合から高ヤマ一合になった）男衆だけでめしや汁をつくつてやり、酒は最近になって出るようになつた。（多野郡万場町塩沢）

椎名の神 告、ある人が椎名にお参りに行つたところ、白毛の老人が池の中から水を出しては袋につめているので、「おじいさんそれをどうするのか」と聞いてみたところ、あそこは信心が悪いのでこれを持つて行って雷を降らせるのだ、というので、よくよく聞いてみたら自分たちの方のことなので「これは大変だ」というので、「私の煙の分だけでも助けてもらえないだろうか」といって頼んだところ、「じゃあ、これを持って行け」ということで、小さいお札をもらって来て、いそいで自分の煙だけは立てて難を逃れることができた、という。

四月十五日ころになると麥の穗が出はじめるので、電が降るとたちまちやられてしまう大切な時期なので椎名精進をするという。（多野郡万場町塩沢）

椎名講

千葉県市川市下見塚町 松丸泰治（61歳）

下見塚町は農村で戸数七五〇戸あり、講員は四〇名で、すべて農家である。代参は、農協で役員と有志が来る。また世話人三名のうち一名は来るところになっている。ここには椎名講だけ他のお講はない。昔は四月六日、

製栽培の前に来たもので、般若坊へ来てから伊香保温泉の方へ行くことになつてゐる。災害除けのため、簡略の札は家の戸袋にはる。辻札は四本、部落外れの境界に板にはて支柱につけて立てる。部落の豊作を祈るためにある。雷除け、嵐除けの札は自分で買って行く。

四月八日に春日神社で祈祷してからお札を配る。坊の方の費用は公費であるが、交通費は自己負担でやつてゐる。

四十五・六年前のこと、雷雨があり、雹が降つて苗代がだめになつてオイマキをしたことがありその時様名神社に参拝しに来た。それ以後、隣り町までも雹が降つたりしても下見塚には降らないので毎年お参りに来る。

棲名講 講中 昭和五十年四月 埼玉県上尾市上尾下

現在三十五戸が加わつてゐる。上尾下という所は昔は三十戸、現在百七戸に増加しているが、最近の人たちは一人も加入していない。講の起源はわからぬが、百年以上だらう。村の中には、大山（阿夫利神社）、御岳、

棲名の三つの講があり、講によつて一、三戸の増減がある。

代参の決定

代参は、昔は二人にきまつてゐたが、最近は三十五戸を五で割ると五組できて、五年で一回まわるので、五人になつてゐる。

初午の前日、ビシャ講とかイナリ講という集まりがあり、その席で棲名講の代参をきめる。くじ引きで「姉妹」できめる。くじは、前年の代参者がくじを出すことにきまつており、くじ引きの前に姉・妹をきめてから引くが、「姉妹」というのは、三十五戸全員ならば一本多い三十六本のくじをつくり、残りくじの番号をきめて、これより多い数が姉、少ない数を妹とし、三本と二本を姉妹にふりあつて五人をきめる。例えば七番を残りくじとして、姉三本、妹一本ときめれば、五・六・八・九・十番が代参となる。

代参の決定

代参 講
代参

代参に行く日を決めるのは五人の都合の日で、特別にきめられた日はない。出発にあたつてもお仮屋もなく、何もしないでふつうの旅行のようにして出て来る。旅費についても各自が立替えて出しておき、帰つてお札を配るときに精算することになつており講員の平等割となつてゐる。

坊についてもやることは特になく、棲名神社に参拝し、坊で「御守護の札」を講員数、辻札を一枚受け、坊で昼食をとつて帰る。

帰りに伊香保温泉に一泊して帰ることが多いが、この宿泊代は個人負担である。

配札

代参の翌日、代参に行つて来た人が、竹を割り、これに辻札をはさんで、先端に杉の葉の青い葉をしばりつけてから村の前の入口に立てる。悪病除けと豊作祈願の札である。お札は村の各家に配り、旅費についての負担金を集めて終る。

各家の信仰

講員の家では、お札は「ヨロズノ神サマ」といつて、各地の神社のお札を大神宮さまの隣りにまつるが、棲名神社のお札もここへ一緒におまつりする。特別の棚はなく、祠や場所もない。

ツヅゲの紙は、御岳、大山からも出るが、棲名からはもらわない。

その他

代参を行つて來た者たちは、翌年の稻荷講の前の晩までが役になつており、その一年間は、いいことがなかつたりすると「行つた者が何か悪いことをして來たから」といわれはしないかと気がかりだという。

三十五人が順番でひとまわりした新講の時は、世話人三人が入り、新しい人は一人だけくじで選んで代参をきめることにしている。この世話人というのは村の中の有力者（人物や家柄で自然にきまる）できまつてゐる。

宿屋 高崎に大坂屋庄八という家があつたが、この家は、棟名山の御師たちが金を出し合って六疊二間くらいの宿をつくってそこに講などで来た参拜者を泊らせたものだつた。

もとは板鼻の宿の方が泊りとしてはさかんだつたが（女郎屋などもあつて）明治になってからは高崎の方がにぎやかになつた。

ばくち 吾妻郡下の人たちは天気まつりが多く、五月五日に太々を上げに来て、その往来の途中で、ゴザを敷いて丁半をやつていた。

東京から來た者も、ひと晩中ばくちをした組があつた。

高崎警察が取締りをきびしくしてから講で来る数が減つた。

その他の民俗

お百度石 双竜門の石段の下にある。

大病の時、お百度参りをするための基点になるものである。天保五年九月建立である。

おたけまつり 榊名神社本殿の裏の巨岩の上に、御岳の御幣を立てるお祭りがおたけまつりである。

お福荷さん 双竜門をくぐって出た所の岩陰に三つの石祠がある。これが稻荷と飯禰さんの社で、一月八日が祭りである。

最原明神（左の石祠）
お福荷さん 双竜門をくぐって出た所の岩陰に三つの石祠がある。これが稻荷と飯禰さんの社で、一月八日が祭りである。

飯禰宮（中央）

稻荷社（右）

天王様 山門右わきにある石宮が天王さんで六月一日が祭りになる。

寒神のお札 每年大祓のときに神社から各家ごとに配布して門や玄関に貼るもので、一年に二枚すつになる。

山びらき 五月五日の節句の日に、山麓の人たちが山びらきというが、

椿名山（神社）の方では特にいわない。

また、ローブエイが椿名富士にきてから椿名湖の方の人たちがやるようになつた。これはまったく最近のことである。

黒髪まつり 相馬の方のことで、一〇月一日が祭りの日になるが、明治になつてからこの日に行われるといふ。

ホウソウ神 ホウソウをつけると（種痘）、赤い紙で御幣をつくり、サン

その他の民俗

ダグラにさして奉納した。安政年間にホウソウが大流行した時にホウソウ祭りをして折ったのが椿名山の事件一件といふ文書に残っている。時代によつては、ホウソウ神さまの前に舞台をかけてまつりをしてさわいだことがあるという。

馬神石 この石の中央の所にくぼみがありそこにたまつた水で目を洗うと眼病が直るという。

天狗の岩 この上の方に百合がたくさんあるが、安政のころのことと伝えられるが、この百合をとろうとした人が岩に上り、天狗さんに放り落されたことがあるという。

神酒（みの清） ここには神社などで使う盃を置いた所だったという。五尺のなわで束ねた葦の束をしまつておく物置のような所だった。

最近水を流すようになった。

鏡の額 明治一八年（歳）九月吉日

吾妻郡川戸郷 吉沢平七

この鏡の奉額（一種の絵馬）は、神木を伐る時に血が出てどうしようもなかったので、榊名神社に祈願してから切つたらうまくいったので、その時の大鏡を額にして奉納したものという。

絵馬 ひかく新しいものとして、中小企業主が商売繁盛と、職員がうまく雇えるようにと祈願した絵馬が奉納してある。

東京足立区の子どもが奉納した小絵馬には、「けんこうでありますよう

に。勉強ができますように。人気がでるよう。母も父も元気でいて下さい。お願いします。」と書いてあった。

筆の葉　自分の家より上方に墓式が出ると、棺が家の前を通ることになるので、門の所などへ筆の葉（熊笹など）をさして、けがれをさけた。けがれ除け　死者が出ると、家の神だなに半紙をはって死のけがれがつかないようにする。

葬式　麻仏乗輿以前はすべて仏式だった。

慶応四年九月、里見の光明寺との間で難檀書をとりかわして神葬祭になった。現在桜名山町はすべて神葬祭で、桜名湖の方に最近移住してきた人の中には仏式、天理教の人もいる。

葬式　魔除け

仏を北枕にして、死者の上に刃物をのせる。

轔　オダンゴはつくらず、仏を使っていたものに鉢を盛って膳をつくる。

ツゲ　近親者の所へツゲが出された。一人で行くものときまつていた。

現在は電話や電報などが使われる。

湯棺　特には儀式はなく、仏の体をよくくらいのことをする。

近親者は死者にいきあつて行くが、運靈祭までは何もしない。

神葬祭の順序

運靈祭（移靈祭）

位はいに御靈をうつす祭りで、ノリト、玉串を捧げる。

棺前祭（発葬祭）

棺を送り出す式である。

葬前祭（野辺祭）

墓の前で行なう式で、ノリト、玉串を上げる。参列する婦人たちは、さらしの布を四角に切ったものを頭にかかる。現在は行列の役になつた人々

らになって来ている。男性は何もかぶらない。

埋葬祭

近親の者たちは、少しづつ砂をかける。

帰家靈祭

靈床にある位はいを拌む。ノリト奏上、玉串捧てん、三管奏樂があり、

修祓によって位はいにふたがしてあるのをとる。

お獻儀を上げる。

十日祭

葬儀の翌日、隣組の人たちが集まって収支決算をしてから、一飯を食べ

て十日祭という。

二十日祭

二十一日目の日に行なう。

忌明祭

靈床を拌み、おかざりしたものを片づけることをする。この日に近親者

や隣組の人たちに何か引き物をする。

石塔　石塔を建てても拌まないことが多い。墓印を建てただけという。

供養　一年祭　一年祭、五年祭、十年祭、二十年祭、三十年祭、四十年

祭、五十年祭となるわけだが、はつきりした区別はなく、かたくやる人は

ほとんどなく、ほとんどは一年祭くらいしかやらない。施主の考え方一つなので、差が大きい。

迎之盆

墓地から迎えて来る。迎え火をして墓地からローソクに火をつ

けて来て、御靈屋に火をうつす。（現在二軒だけしかやらない）

盆棚はつくらない。

最近は、墓地に花を上げて来るくらいだがもとは迎え盆に花を持って行くことはなかつたが、現在はみんなが持つて行く。

新盆 近親は何か食品を持って行き、御霊前として上げる。ミタマ拌みとして拌みに行くもので、線香などは一切ないから、拍手をうつて拌んで来る。

彼岸 大正ころまでは赤飯をつくって供えた。子どもの時、ボタモチが食べたかったが、つくらず、赤飯だったので食べられなかつたと年よりが言つていたというが、最近ではボタモチをつくる家も出て来た。神仏も同じようなものになつたからである。

著　過往のときに持つて行くという者は、鶴名山に自生しているコメコメの木でつくった箸のこととみられている。このハシでのどをなせねば、魚の骨などのがのどにつかえた時にとれるという。

国分殿 一宮家(般若坊)の家伝業として伝えられて来た氣付薬「神動丸」というのがあり、仁丹のようなもので、長くつくられて来た。これとほぼ同じものだらうという。

しょう油仕入方
一、小麦

老石

一、大麦 いる也 壱石

いりて引わり

豆 玄武

よくよくにて麦とつき合せ、糲に弥かす也

一、水 塵

四
石

水をにへた、せ、塩を入れ、にかへし桶へ入てさまし、其後右の

こうじを入れてかき廻す也

一、大豆

四石

一、鹽

但し四合塩之割也

柳子潤方

争いの方（法）

一〇二

わさびおろしにて皮斗りおろして用ル

一、門面

半ませの粉巻升

一、白さとう

半斤アレテセよア

一、しょうゆ

右よく二弦で、せいろうにのせてふかし、ざまして用

神樂

1、現行神樂

榛名神社神楽の伝承と由来

榛名神社の神楽の創始については明らかでないが、享保十三年（一七二八）の記録に據ると。

御神前御神樂の儀は、中古魔意仕候に付、山中一同再建仕度、從來の願望に御座候處、去る牛年御開帳に付御神樂執行の期（下略）

とあり、この頃すでに神樂があり、中絶していたことがわかる。享保十一年の御開帳にあたり、「道教院主御退留の節右の様子御聞及び、いよいよ以て稽古仕るべし」ということで再興した。山中一同六十余家の者が協議し、氏子中より二十四人を選抜して一組十二人、二組をつくり、交代で演ずることにしたのである。

安永七年に、佐藤寛君は、この神樂の記録を作り、その曲目ごとに、古典的の神話を引いて解説したが、そのときすでに曲目と内容が必ずしも一致していないかった。芸能である以上変化は当然あり得るのである。しかし、大筋においてはその当時のものが伝えられてきたものとみてよいであろう。文化五年の夏、江戸から草津へゆく途中、俳人小林一茶が神社に詣うたとき、神樂を演じているのに出あつた。曲目は「両神和合」であった。

らしい。

岩に添ふて過ぐれば、ハルナの神の社ありて、神樂所の刀の舞など、所がらず、風吹く風もかみさびて見ゆ。

夕立にとんしゃくもなし舞の袖
夏山や目にろく／＼の草の露



又途にもどりて、茶屋よ

り右に下りて行き、山の番所を過ぐるに、波森々

として間に雲片として水底いそぐ御池有。廿丁四

方もありなん。

（草津道の記）

とある。ちょうど折から夕立があつたが、そんなこと

に頓着もなく、神樂が舞われていたというのである。

化・政期の旅行ブームの波に乗って、榛名の神樂も盛大的な時期であったと思える。

この神楽は、神社側では「神代神樂（じんだいかぐら）」とよび、他の神社の祭礼に付属する里神樂とちがっている。信者の奉納という信仰形態を背景にしていた芸能だけに特殊のものであったことも永続してきた一つの理由となるであろう。神事奉納舞的な要因をもつてゐるからである。それだけに、ふざけた娛樂的要素が少ないのである。

「株名神社神樂私記」と本神樂



しかし、幕末から明治の変革期に遡り、この神樂も衰退したが、それで神樂上演組織の力でなんとか継続してきた。しかし、神樂をやる者は減る一方となり、大正時代の危機で漸く巫女舞を中心として存続してきたが、終戦後にまた危機に陥入った。しかしながら復興してきたが、それも高齢化して再び存続が危ぶまれている。昭和二十七年三月二十七日、文部省から無形文化財に指定されたが、その後記録作製に切りかえられて今日に至つたものである。

神樂の太々講奉納額の現存数を時代別にみると、次のようであるといふ。
(みやま文庫「株名と伊香保」所収。佐藤幸平氏「株名の神樂」参考)

宝暦期	六面
安永期	五面
寛政期	七面
文化期	五面
天明期	四面
宝暦期	六面

となつておおり、江戸中期に特に盛んであったことが推察される。

「株名神社神樂私記」と本神樂

安永七年に著わし、享和二年春、株名神社御師泉藏坊の神職佐藤寛君(信章)が著わし、淨書して板行した上・下二巻の刊本である。著者は序文の中で、「我が株名の祭事、亦神樂の旧きを伝う。其の国神社有す所の者と頗る異なる也。毎舞を称して一座と曰う。總計三十有六座、各々名目有り。而して伝うるの記無し。然るに審らかに其の舞の象を考う。則ち概ね古事記、旧事記、日本書記、古語拾遺等の古籍を涉る。法度回旋、古雅朴美、未だ学ばざるの徒、能く構成可きの類に非ざる也。但し未だ其關(はじめ)を識らず。伝うるに旧式を以てす。寛拌趨の暇、考索年有り。遂に自から量らず、名目を推観、舞の象を視察し、之を史書に徵し、以て其の伝を列ね、題して神樂私記と曰う(原漢文)と述べているように、享和年間当時すでにこの神樂の始まりは不明であった。しかも、この神樂は他の諸國の神樂と頗るちがつてゐることを記している。しかも、確実の記録は無く、著者が旧記や史書を涉観して座の名称などものときには検討研究して確立したと考えられる。曲目の原題はこの書の成立期にすでにあつたが、「名目悉く原題に從う。字画謬誤する者は一二改めた」(凡例の中)とあるように、部分的には訂正したらしい。

曲目は上・下合せて三十六座あり、上が二十座(中に大十座、小十座)下が十六座(中に大八座、小八座)に分類されている。大の方は「男之を

舞い」、小は「巫女之を舞う」とあり、上二十座は男性、下十六座は女性の舞であったことがわかる。いま『神樂私記』の目次に掲げると、曲目は次のようにある。

下十六座

神明種時
大刀神幸是則上ニ出ル處ノ多伊波久ナリ

八咫宝鏡今大刀神樂ト云ハ俗稱ナルベシ
大刀神幸是則上ニ出ル處ノ多伊波久ナリ

五十鈴舞

兩神和合

帝宮之舞

草薙宝鏡

木縄之舞

磐石清女俗曰ニ玉取舞

神鏡兩刀

神満御貴

惡魔劍拂

山神之祭

三種之祓

退座神拌

總計三十六座

とある。

この書の記された当時すでに曲目に混乱があつて、長い間のうちに演技そのものが改廢錯雜したことを探査している。「凡例」の中において次のように述べているのがそれである。

式の内名目存して舞無き者有り。三輪の式、多伊波久、天の真賢樹、斎宮の舞、神満御貴岐の類の如き是也。今仮りに巫女舞を以て之に充つ。舞の存して名目混雜する者有り。最上の祝詞、斎先の祓、岐神六合堅の如

舞い」、小は「巫女之を舞う」とあり、上二十座は男性、下十六座は女性の舞であったことがわかる。いま『神樂私記』の目次に掲げると、曲目は次のようにある。

上二十座 小大一座一字下記

最上祝詞

斎先の祓

岐神六合堅

三輪の式

老翁鎮惡神

左右清目

天狐乱舞

末広清目俗曰三扇子舞

千箭發弓俗曰矢大田舞

多伊波久今ハ左右神樂ヲ用ヒテ此舞ハ木ニ出ナテ大刀神樂トモイフハ

悔宮進行俗曰雉子舞

神明奉清

神鏡御調俗曰ニ小鏡治舞

身曾貪舞

五神之舞

湯佐露払

磐戸少開

天の真賢樹

神明愚談

御戸開舞

俗曰ニ戸隱之舞

きは、三座合して一座と為り、神明憑談、御戸開舞の二座合して一座と為り、山神の祭、三種の祓、退座神拜三座合して一座と為るが如き是也。名目と舞の象と乖違する者有り。草薙宝剣の如き是也。古伝改むるに憚る。今旧名に因りて各々出處を記す。

とあり、享和年間において曲目の間に相当の混乱のあつたことがわから、本神楽舞一つを見ても、長年月の間に相当変化してゆくものであることを物語つている。

混乱は曲目相互の間でどう錯雜したかというと、曲目だけがのこり、実際の演舞が消滅したものとして三輪、多伊波久、天の真賢樹、奈宮、神満細岐をあげている。筆者はこれは巫女舞がこれら消滅したものと示していると推測している。一方演舞が曲目と一致しないで、いくつかのものをミックスしたと思われるものとして、最上の祝詞、首先の祓、岐神六合祭などは、三座の演舞の一部がそれぞれ入り混つてあらたに別の一座をつくつたと見ていい。山神、三種の祓、退座神拜の三座も、それぞれ一部ずつ演舞が組み合わされて別の一座を形成したとみている。中には、草薙宝劍のごとく目と実際の演舞の一致しないものがある。しかし、古くからの曲目を改めることはできないので、伝えられている古い曲目をそのまま存することにしたとのである。

次に、演舞の中に狐が登場することについて、古い神樂の歴史を記したものには見当らない。一般的に神樂に狐の登場してくるのは他の神樂にもよく見られるが、本書の筆者はこの問題にふれて、

舞の中に、天狐乱舞に、両の狐対舞の状有り、神明憑舞に白狐神人に從つて舞うの状有り、草薙宝劍に狐形冠狐と而して神人田を転ぶの状有るが如き、古史の中に見る所無し。因て想うに、狐はもと陰獸なり、之れを除神に替え、又之れを無名小民に喰え、或いは之れを韓人に比するか。

未だ詳説を得ず。尚追考すべし。

と記している。演技の記述については、文章で表現したが、到底細かい点にまで及べないので略したと述べている。即ち、

舞象の回旋、俯仰、坐起、進退機ね国字を以て之れを譜す。其の変態異状に至りては則ち毫筆の以て形容すべきに非ざる也。故に此に略す。

とある。また当時榛名神社の神樂について、神仏混淆の僧侶があつた偏無為が編さんした「神社知要」という資料があつたらしい。しかし、これは

「大成經」を引用した部分が多く、殊にこの中に神樂舞の項があるが、私意解説で採るに足りないと言つてはいる。「大成經」は偽書であるということはすでに実説であるが、仏教的な解釈は採らない態度をもつたことがわかる。しかし、参考として、卷末に神社知要の神樂の件を載せている。

僧の偏無為が撰する所の神社知要、多く旧記大成經の文を引く。篇中神樂舞の章有り。而うして私意解説を附す。大成經は固より是れ後の偽作する所也。用うるに足らずと雖も、亦少しく此事の關係無きに光ざる也。故に之れを卷末に載せ、以て博覧に備う。之れを読むも可なり。亦読まさるも可なり。賢者余が駭笑する事勿くんば則ち幸甚なり。

とある。本書の刊時は享和三年であるが、原稿は安永七年に書かれたことは、下巻の奥書きに、「于時安永七戊戌之夏四月、泉藏信吉佐藤寛君尚父、応平、三子愚庵謹書東廬之下、以授『与焉』」とあることによつてわかる。

神社の神樂は原型が崩れていたと見てよい。享和三年より二五年前になる。すると、江戸時代中期においてすでに榛名

上巻は、上二十座について曲目ごとに解説をしているので、以下原文のまま曲目の解説をしてゆこうと思う。

最上祝詞、一大一

南光之祓、一座一小一

舞象を接するに、此舞三座なぎて一座となれりと見ゆ。まづ最初に祭主衣冠して中央の座につき、舞人衣冠して左右につらなる。玉冠霞被の巫女三人、後に座し、又衣冠の神樂男共しりへに座す。座定て祭主易をして再拜稽首すれば余もこれに準ふ。

祭主祝文をよむ（これ者先の次に大祓の祝詞を誦す）。五人も同音にこれを読む（これ最上祝）祝拝事で四人と巫子と帳屋（注帳屋）に退く。祭主幣を取て起ば、右座の舞人此に從ふ。台上を巡ること一回、二人相対し、座して拝す。祭主たかく幣を拂ぐ。舞人笏を置て幣を拝受すれば、祭主又笏を取て拂し、退て客位に座す。舞人神前に向ひ進み、鈴をとれば、笛の声響るに隨ひ、伶人諸の樂器を鳴し、舞を奏す。其舞容天地四方を拂し、幣を地に立て杖を立てる如くし、鈴をささけ言寄し祭る容あり。（これ岐神六舞畢て鈴を置けば、祭主拂して幣を受、四方を祭り、高拂て退座合氣成へ）舞人亦從て帳屋にしりぞく。

岐神六合合堅座

三輪式小一

此六合合の舞は、最上祝詞と前先の祓と三座紛れて一座となれるよしは、上にいへることし。いづれの舞も、初め帳屋を出れば、神前に進み、拝措ありて後に舞なり。此舞容、舞人祭主より幣を受取、拝措して鈴をとり、四方隅を祭り、回旋の間坐して幣を地に立、言寄するの体あり。これより分ちて一座とすべきこと明白なり。然らざれば舞の数足らず。意をつけて考ふべし。（中略）

三輪の式は名目ありて舞伝はらず。考ふる撻なし。今巫女舞其教に備ふるのみ。因て三輪ノ神の事をあげてここにしるす。

老翁鎮惡神座
大一
左右清淨座

老翁鎮惡神といふこと、古史に見へず。書紀に、塙土老翁あれども、鎮惡神事なし。其舞象は、雞頭冠を戴き、白髮長鬚の翁、左ノ手に大刀を携へ、右手に覺所を持て、回旋法の如く、往々麻を鈴柄に添、横行てものを襲の容をなし、舉て神前に拝し、鈴を拂げ戴き、精より抜出し、右ノ手の麻に刀を戴、進退俯仰の間、勇氣を顯はし、麻を地に置、鈴鉢を倒に植、鎮メ定る貌、四隅共に同じ。両ノ手を交挙て、四方を招致の状の如し。次に鈴を取て舞。右に向て鈴を拂ひ、衆敵に當ルが如く頭を回し、顎ミテ又左に身をなし、鈴を拂ひ威望を逞するの貌を為す。舞終て鈴を神前に置、鈴を腰間に提て、帳屋に入なり。寛縫按に、宇麻志麻運命の故事ならむかと思へども、老翁といひし事なればあたらじ。然レども暫ク是を舞ヶ記す。後人此舞容を観て、此撻を考ふべし。左右清淨といふは、巫女舞の容を以て名くなるべし。論に及ばず。

天狐乱謹座

大一

末広清日座

小一

千鶴発弓座

大一

多伊波久座

小一

舞ノ宮、赤き髪を祓り禪頭にして、目に喜氣ある狐面を蒙りたる人、幣を持て駆出、場を廻る事一回、神前に拝し、各位に立てば、又蓬髪を被り色なく、眼に怒色ある狐面を戴き、是も幣を持て廻り出、場を回りて拝措し赤白相対にて亂舞フ也。終りに白狐舞蹠し數々容あり。赤狐先ツ帳屋に走り入レハ、白狐安ツヒテ帳中に躍り入ル事実未詳。末広清目、又是巫女舞也。名目もまた古、雅ならず、故ニおきて言す。

て、遠を眺の興あり。古老伝ふ、天忍日命の表ノ事也と、しかれども命

トに発弓の事なし。如何あらむ。

多伊波久は、寛接するに、多知波久也。蓋し佩刀帶刀也。伊と知と通す。

此舞今はなし。巫女舞をもてこれにみつ。

海宮遊行^{アマツヨウジ}座^{シテ}大^{タカ}

神明奉清^{カミミツヨウジ}座^{シテ}小^{コトコト}

舞象黄袍^{マダラヒョウ}鳥羽^{トリハ}の少年、左ノ手に竿を持てて右に扇を開き、拝し舉て扇子^{おうじ}を聞き、鈴を取り、鈴を鈴の科あり。

神明奉清の舞象今はなし。巫女舞を以てこれにみつ。

神明御調^{カミミツヨウジ}座^{シテ}大^{タカ}

身曾貴舞^{ミタケヒ}座^{シテ}小^{コトコト}

舞ノ象草衣烏朝白面の男子、額を携へ、鉄椎を提て出れば、黄面環眼、隆満大口の神人、大槌を揮つてその筋鍊を抉るの科あり。此舞中古より

其伝を失ひ、世俗に鐵治の舞といふは、信られず。豈後世の事態を取て上古の雅樂に混雜へんや。友人原田一直が謂らく、私をもて考ふるに、

神人は即ち天目一箇にして、白面郎は即ち金鏡の靈を現はしし象形ならずやと。寛手を拍て其言の的當を貢嘆し、益に本文をあぐ。

身曾貴舞は、巫女禮^{マツコ}をとり、水を酌て灑水するの科あり。伊弉諾尊の表事ならむか。

五神之舞^{ゴノミツ}座^{シテ}大^{タカ}

湯篠露拂^{ヨウスルロブ}座^{シテ}小^{コトコト}

舞ノ象を接するに、黃面黄袍の神、黃幣を取て先いで、回旋拵法の如クして、中央に坐す。次に青面綠袍の神、青幣を捧げ回旋し、黃衣の神と對拵し東方に坐す。夫より赤面絃袍の神、赤幣を取て南方に坐し、皓面素袍の神、白幣を取て西方に坐し、黒面皂袍の神、玄幣を取て北方に坐す。いづれも回旋一周、黃衣と對拵着坐、青衣の神に同じ。坐定りて

黄衣興て神前に向ひ幣を捧げ、また本坐に坐す。四神も亦与モに起て幣を捧げ、四隅を三回置り坐す。黄衣又起て幣揚初の如して坐すれば、衆ノ樂器声を發す。四神鉦を取て舞、四方を一周して帰り坐す。さて黃衣中央に卓立すれば、四神かはるゝ立て、黄衣に挾し、次第に櫻屋に入、黄衣吊場に四方を指し事て退く。寛おもへらく、黄は土ノ神、青は木ノ神、赤は火ノ神、白は金ノ神、黒は水神、をのゝ位を其方に正す。

今世これを五行の舞といふ。

湯篠露拂の舞象今はなし。其事考べからず。謡は世の俗字にて、謡は世の俗字にて、

書に小竹也とありて、佐佐は其聲なり。御戸開ノ舞の終に、謡葉を取て湯の花をささぐる貌あり。此座と舞象混雜せりと見ゆ。

天眞賢樹^{アマツセンブ}座^{シテ}大^{タカ}

舞象面白の老翁白衣を着、白袍を披ラキ、白榜を穿ち、手に白幣を持、回旋の間、躊躇毫鍼^{アマツハツシ}で仰望^{アマツコウ}歌^{アマツガ}の貌甚^{アマツシ}苦めり。相ヒ伝て太玉命の表事とす。

天眞賢樹の舞象今伝はらず、徒に賢木を几上に飾り立チて、巫女舞をもてこれにみつ。

神明憑談^{カミミツヨウジ}座^{シテ}大^{タカ}

御戸開舞^{マツドヒ}座^{シテ}小^{コトコト}

舞象を觀るに、神明憑談、御戸開舞二座合して一座となれりと見ゆ。初

に白衣の女、神幣を取て舞畢り、髪く凡に振ば、行事の神人出で、桧ノ葉をもて、天戸門を設けたつ。しかして金冠^{キンカウ}、鉦^{カネ}、袍^{ハフ}、蒙眉^{モウメイ}、長鬚^{ナガヌシ}の「壯士」、手に長戟^{ナガマツリ}を握り、腰奔^{マツリ}して鎧^{カイ}を旋り、戟を投^{スル}、臂^{アーム}をも振^{スル}、

擲^{スル}てば、神後洞ノ内に赫^{カムカム}均^{カムカム}しますを俯して頭を低、仰ヒて手を拳、進

み蹴ひて神鏡を両の袖に受、膝行して女神に是を献れば、女神もまた袂を披きて受ヶ取たてまつり、一揖して帷屋に入。壯士興てこれを目送し、さて神前に進み、小竹葉を取、湯花に浴し、これをささげ畢て、帷中にかへる。壯士は手力雄命、女神は天細女なるべし。

是等の語により、二座かならず混合せるならむ。

右上二十座

享和發亥春 信齋 佐藤日品岐謹纂之（以上卷上）

神明播 大一小 小一小 宅多伊波久

太刀・神樂 座大一小 小一小 宅多伊波久

舞ノ象を見るに、白髮皓首の神人、物種を捧げ、場に出て播施す状をなせば、白き狐後に従ひて共に舞の科あり。寛接にこれ保食神の表事ならむか。或人謂らく、是五十猛命の象ならむと。孰与か是とすべき。白狐の陪從する事考る所なし。多伊波久は上に舉ぐ。故に茲に略す。

八咫宝鏡 座大一小

五十鈴舞 舞象一美貌の女神、拂葉に宝鏡を照り。左ノ手に持、扇子を右ノ手に握り、回旋舞り鉢をとり舞の間、時々跳きて、自面を照し視の科あり。寛接するに、是レ即ち石藏燒命の表事か。或人の、女神は天照大御神にて鏡をもて面を照したまふは、阿那於茂志呂の意ならむといへれど、左にはあらじ。五十鈴舞、今は殊なる舞象なし。巫女舞のみ。

兩神 和合 大一小

京宮ノ舞 座大一小

舞象一黒醜 怪眼 娼鼠 短脛の神人、頭に錦帽、帽を戴き、錦衣玉帶して、手に長脣を握り、場に上り、北に向い、背立ば、又一白面ノ神人、髪鬚脩美、身體雄偉なるが、鉄冠錦袍、長脣を握り踊躍

して場に上、鉢を揮て黒醜の神を刺むとすれば、黒醜の神、蹴て降服の状あり。さて黒醜の神起上は、白面の神も亦崇敬の状をなし畢りて両神共に扇子をひらき、対舞て和合の状をなす。寛接に黒醜の神は大穴持命にして、雄偉の神は健御雷神なること本文に著。

奈宮之舞の舞象今伝はらず。奈宮の事のみをあげしるす。

草薙・宝鏡 座大一小

木綿之舞 座大一小

此草薙の一鈴、名目と舞家と稱はず。今見るところ、氣面の神人、氣形冠を戴き、錦衣玉帶にて鉢を衝ひ、神拝畢りて四隅に向ひ、耕耘の想を冠を脱ぎ、鉢を広前に開き、扇を持して床几に題すれば、精炎の男子、鳥籠錦袍、博をもて両袖を擎、扇子を持して出、神拝の後背坐して、嫌を腰間より抽出し、磨礪の態をなし、起て四方を押し、扇を刈の科あり。

舞経で神前に進み、稻穀を束ねて鉢にかけ、蹴て神人に拂ぐ。神人受て褒美の形をなし、徐行して帷屋に入れ、壯士も亦起て帷に入。（中略）これ全く草薙宝鏡の舞でなく、二座の舞が混雜して一座となつたであろうと私考を加えている。

劍玉 之舞 座大一小

幣帛清女 座大一小

舞象光明美異の貴女、左の手に宝玉を擎げ右手に扇子をもち出で回旋し扇子を開き床几に踞坐すれば諸楽器震響きて音諦、穿牙長大鬼面の者台上に躍躍、かの宝玉を奪取て去むとすると威猛超倫の壯士、絶面大口情脣鉢冠脣に大紅銷金の暗毫袍を披き、胸に玄錦御雲廣覆持を穿ち左手の五手を執立シ、右手に長脣を揮ひ大歩て場ニ上り鬼を逐と捉え賣メ伏て盟約の体をなして誓書を取宝玉を取復し、鬼を叱り退け、膝行して玉を貴女に献し併伏して退き座は貴女褒賞の兎をなし帷屋にいれば小鬼狼

頃して逃げ去る科白あり。壯士吊場して退く。接するにこれ天安河に二神

盟約の事なるべし。貴女は大御神の象、鬼面は素戔鳴尊・暴惡窓の黒心の象壮士は尊の清心にかへりまし生る御子を大御神に奉りて根国に帰りますの象なるべし。鬼の奪いし玉は大御神を御髪の玉壮士の揮いし頭は

十握般成へし。

十握般成へし。
神威両刀 大一
神満彌貴 座小一

舞象、布衣の社人木縄拂をかけ、笏を正し、神拝畢て両袂をかけ、神

前なる二振の大刀を抽出し左右の手に提て四方を廻り、物を見て切払い打

合するの科をなし、木に両刀を鞘に納め、拝して退く。神威両刀という名目、出處いまだ詳ならず、後人の考正を俟のみ。

対照するに、名目の神満彌貴の満彌貴は蓋し招の字の字意に拘はり、ヲキの古調をわすれ、まねきとするせる成べし。如、此の数、音調に泥みて本意を誤ること、後世あげて數うべからず、神満彌貴といふ事古書に載ることなきをもとにしてし。

舞象、布衣の社人木縄拂をかけ、笏を正し、神拝畢て両袂をかけ、神

前なる二振の大刀を抽出し左右の手に提て四方を廻り、物を見て切払い打

合するの科をなし、木に両刀を鞘に納め、拝して退く。神威両刀といふ事古書に載ることなきをもとにしてし。

舞象、布衣の社人木縄拂をかけ、笏を正し、神拝畢て両袂をかけ、神

前なる二振の大刀を抽出し左右の手に提て四方を廻り、物を見て切払い打

合するの科をなし、木に両刀を鞘に納め、拝して退く。神威両刀といふ事古書に載ることなきをもとにしてし。

山神之祭は青赤黒暁の鬼面の者三箇出で、和幣を取り舞ひ畢て、餅を擲。

初一人幣帛を捧げ、次に一人切麻糸錢を散じ、余は筋を取り、巫女ともに

出で、三種祓詞を誦ながら、列ナリ行きて山を廻り神を祭るの科あり。次

ニ下モの三種之祓という大一座の舞、合して此一座となれりし也けり。

三種之祓 大一
退座神拝 座小一

布衣の神樂男三人巫女一人祝辭神拝常の如くして退座す。

以上三十六座終

于時安永七戌夏四月 (子)

泉藏坊信奇佐度寛君尚父、応平二三子

想雷謹書東廂之下以授与焉

(以上下巻)

以上が「株名神社神樂私記」の中から、曲目の解説のみを記した
ものである。したがつて佐度寛君の引用した記・紀などの引用はすべて略
した。文中「後に記す」というのは引用文のことをさしているが、その部

分はすべて略記してしまった。この株名神社の神樂の解説書は安永七年に
すでに書かれていたことが奥書でたしかである。しかし、當時すでに曲目
と演舞に相当の混乱があつたことがわかる。これをさらに現在の演舞と比
較すると一層この神樂の推移がわかる点で貴重な資料である。

今回の実演調査

(一) 実演關係

職子方 小山 正一 (52)

佐藤 次雄 (52)

舞方 小山 章 (55)

原田 新一 — 67

樂器 大抜子という横長の太鼓一人
笛 一人

神楽組
太鼓一人
十一人一組で二組あり、午前と午後に分けて演じた。当日は巫女舞は調査できなかつた。現在は四人でやつてゐる。主宰者を肝煎（かんせん）といつてゐる坊の人が担当し、「お神楽の家」とい

うのが定まつており、今の原田家は昔からの「お神楽の家」である。御師とお神楽を兼ねた家もあつた。巫女舞は昭和二十三、四年頃神社でつくつたもので神楽組とは別であつた。

上演日 元旦、二月十五日（お神楽始め）、五月五日、五月八日（春の大祭）

このほか、太々講の奉納によつて要請されて演じた。昔は四月中

一五組ぐらいあつたが現在は三、四組ぐらいしかない。

神楽殿 朱塗、格天井の立派な舞台である。舞殿（三間×二間）と樂屋（二間×二間）が接続してつくらされている。県下の神楽殿では最も立派なものである。

奉納者 拝観殿 神楽殿の左に太々神楽奉納者が観覧できる建物がある。こうした観覧席と神楽殿が違つてゐるのは前橋市の中泰寺神社にもその例があるだけであつて珍しい。この建物は同時に太々講の奉納

類の額殿も兼ねており、江戸時代中期前後から明治期頃までの太々神楽の額が掲げられてゐるのは貴重である。

演じられた曲目の調査

本来は三十六座の曲目を有するものであるが、今回上演してもらつたのは巫女舞を除くものの中から次の十一座だけであつた。

(一) 六合堅（くにがため）
御幣束と鉛を持物として、舞台に現われ、四方を祓い淨める。素面である。

(二) 老翁鎮惡神（おきなかくしげめ）の舞
太刀と鉛を持物とし、トリカブトを頭に被り、翁面をつけて出る。四方を堅めのあと、鉛を劍に代えて舞つたあと樂屋に入る。

(三) 海宮遊行（わだづみのみあそび）
猿と鉛を持物とし、面はエビスの面をつける。腰に鰐を下げ、網釣りをやる。次に中啓を持って舞い樂屋に退く。曲目の中でも最も劇的要素のあるものであるが、里神樂と比べると興舞的要素はほとんどない。

(四) 天狐乱舞（あまのきつねのまもり）

御幣束と鉛を持ち、二人狐の面（白色と茶色）をつけて出場する。猪々非と白毛の被り物をかぶる。仕草に能の要素が多分に採入れられている。

(五) 神越御調（みつるぎのみつき）一名銀治の舞
金山彦神が初めて出て刀剣を鋸える曲目。むこう櫛をうつ者は鬼面（シャマ）を被る）である。

(六) 神明種蒔（かむいたねまき）
翁と風が出て種播きをする農耕の曲目である。

(七) 草薙宝鏡（くさなぎのみつき）

茶色の狐面をつけ、鉛を持つ舞台をひとまわりする。畠を耕す仕ぐさをする。次に中啓を持って舞う。次に別の神が中啓と鉛をもつて現われともに舞う。稻穂を鉛にさしたものを持ちながら、狐はこれを投げて退場

する。

(八) 八咫宝鏡（やたのみかがみ）

天照大神が中啓と八咫鏡をもつて舞う。次に鏡と鉛を持つて舞う。

(N) 両神和合（ふたはしのかみのたいらぎ）

先に大黒頭巾で茶色の面をつけ顎を持った神が出て舞い、次に白の冠をつけ、白い翁面をついた神が出て、互いに斬り合うが、しまいに和解してともに踊るもので、他の神樂の曲目にはあまり見られない。

(+) 千箭発弓（ちのりのはしゆみ）

一人舞である。最初弓と矢を持った神が出て、矢を南と北に放つ。次に鉛を持って舞う。鳥帽子をかぶり、エビラを背負っているいでたちが珍こんどみることのできたのはこの十一曲目であったが、演舞からみると次のような特色がみられる。

(+) 里神樂系統のように、軽快でない。重厚であり、足運びも据り足であるし、退場の場合なども、裏屋の入口に対角線の方向から、ねらいをつけて一直線に進んで退場する。むしろ、能あたりの仕舞の要素の方が濃厚である。

(+) 一般的の神樂のように、神事舞と興舞に二大区分ができるが、榛名神社の神樂はそうしたおどけた要素は一つもない。ほとんどが神事舞である。その意味では、江戸神樂とか里神樂の系統ではなく、祓い淨める神事、惡靈を鎮める神事、五穀豊穣を祈る神事的な要素の神樂である。

(+) 無言劇で台詞は一つもない。

曲目が示すように、神官神人が主体で神樂組を組織した固い内容であることとが曲目の名称にもよく現われている。このような曲目を持つのは榛名神社のみである。

現在の榛名神社神樂

(+) 太々神樂

いの三十六座を太々神樂と称し、本式の曲目とされた。昔から定められており、神社神樂私記の曲目と同じものである。しかし、現在はこの三十六座全部は演じられなくなっている。この中で、巫女舞は「三輪之式」、「左右清淨」、「末広清目」、「左右神樂」、「神明奉清」、「身曾舞」、「場羅露揚」、「天直賢木」、「多伊波久」、「五十鉛舞」、「齋宮之舞」、「木總之舞」、「幣帛清女」、「湯神満禰貴」の一四座を充てている。神樂私記でいう「一小一座」が巫女舞とされている。しかし、現在の巫女舞はこれとは違っていることはその項で記す。

(+) 大御神樂式（二十二座）

太々神樂より曲目を少なくしたもので、神樂奉納者の注文によってそれぞれいくつかの曲目を組み合わせた一つである。この二十二座というの是最上祝詞、斎先之祓、岐神六合堅、三輪之式、老翁鎮惡神、左右清目、天氣亂護、末広清目、海宮遊行、神明奉清、神威御調。（中休み）

神明時、身曾舞、両神和合、齋宮之舞、草薙宝鏡、左右神樂、惡神、餓揚、神漢禰貴、山神天祭、三種之祓、退座神拜。

(+) 小御神樂式（十三座）

最上祝詞、斎先之祓、岐神六合堅、三輪之式、老翁鎮惡神、左右清目、千箭発弓、末広清目、海宮遊行、神明奉清、八咫宝鏡、五十鉛舞、惡神。

餓揚。

(+) 七座神樂（最初の三座は一座に数える）

最上祝詞、斎先之祓、岐神六合堅、三輪之式、海宮遊行、左右清目、八

呪宝鏡。五十鉢舞。惡神戲拂。

(四) 五座神樂

最上祝詞。斎先之載。岐神六合堅。三輪之式。海宮進行。左右清目。惡神戲拂。

(五) 三座神樂

最上祝詞。斎先之載。岐神六合堅。三輪之式。惡神戲拂。

以上は、太々講の信者により奉納されるときのために、簡略にしたものから複雑のものと何セットか用意して要求に応じたために組合わされたものである。これも、一般の神社に附属して祭礼のときにだけ演じられるものにはない棲名神社独自のものと見てよい。

(六) 巫女舞

現在神楽奉納者の要求で最も喜ばれるものとして、巫女舞がある。これは

御幣神樂。身曾木。扇神樂。太刀神樂。の四曲目から成り、ことに扇神樂が一般に知られている。三月二十五日より十一月末まで奉納者の希望に応じて演じられるので、棲名神社の神樂といえばこの巫女舞だと思われているほどである。優雅な舞で県内にはここしかない。

神樂の道具

(一) 面

棲名神社神樂面は、神樂殿の樂屋に面箱があり、タンス式の引出になつてある。その各引出しことに、曲目による仮面が保存されている。面は彫りの深い立派なもので全部で三十一面ある。その一つに「安政六年四月吉日、奉納棲名山御神樂殿、御宮御所御仏師、山田法眼源卿造之」とある。装着は紐で首につける式のもので、口でくわえる式は一つもない。

(二) 衣 裳

約二十着分あり、いずれも錦など立派であるが、損傷が甚しい。一つに「嘉永三年」という新調時の年号のあるものもあるが、大部分はむしろそれより古い。袴などは一般の神樂のものでなく、能衣裳の袴の形式が多いのも対象的である。

(三) 小道具

鈴、中啓、刀剣、宝冠をはじめ、いずれもよく揃っており、本神樂の曲目と登場人物、舞の内容を知る上に大切な資料となっている。

稚子方曲名

本神樂の稚子方の曲名は「ほんま」「出ば」「乱拍子」といったものが有名詞としてあるほかは、ほとんど曲目によって出しものの名によって言われている。現在使われているものは

ほんま（序・破・急の三段に用いる）
れんま（三輪の式に用いる）

はこひま（天狐乱舞の中頃に用いる）

しようでん（海宮進行のときの優雅な曲）

かまくら（序・破・急の三段あり）

おうみや（惡神戲拂などの曲）

すずま（返門ともいう。神満禰貢の曲）

下がり葉（出と入の拍子）

迷りま（岡崎ともいう。山神天祭のときだけに使う）
なかま（迷りま）

乱拍子（天狐乱舞のとき用いる）

只拍子（大拍子、太鼓のみの曲。草薙宝鏡前段拍子）

2、廃絶した神樂

古式神樂の存否

現行の神樂の行われる以前に、榛名神社には平安時代宮廷で演じられた古式神樂のあつたことが確認された。それは、榛名山町の御師一宮昌輔氏の資料館に収蔵されている「神樂譜」(甲乙二冊)と、催馬樂のあつたことを示す文書と「乙女舞圖」(一幅)である。この三点から、少くも江戸時代前頃までは、古式の宮廷神樂系統が行われていたことを証することができたのである。群馬県の神樂発達史上貴重な発見といえよう。

小中村清矩の「歌舞音楽略史」(岩波文庫)に掲げると、奈良朝以降明らかに行われており、平安時代には、宮中の内侍所の庭で、隔年ごとに十二月に行われ、白河天皇の時代より毎年行われたことを関係史料から確認している。その頃の神樂歌の譜(神樂譜)によると、その曲目は次のようになっている。

○庭燎(にわび) ○阿知女(あちめ) ○柳(やしろ) ○杖(じょう) ○簾(れん) ○弓(ゆみ) ○劍(けん) ○鉗(くわ)
杓(くわ) ○韓神(からがみ) ○宮人(みやこじん) ○木綿志天(むつみしつてん) ○羅波瀬(らばせ) ○前張(さいぱう)
○幡香取(はんこうとり) ○鷹枕(えつまき) ○闇夜(くらや) ○等前(とうぜん)
○大宮(おおみや) ○渕田(ふちだ) ○蟋蟀(きりぎりす) ○千歳(せんざい) ○早歌(はやう)
○明星(みよじょうじょう) ○得錢子(とくせんこ) ○木綿作(むつみさく) ○弓立(ゆだて)
○柳葉(やしろの葉) ○朝倉(あさくら) ○日暮(ひぐれ) ○其駒(そのこま)
内侍所の庭の左右に「本方」「末方」の座に分かれて座し、歌人、和琴、

横笛、しょう、しちりきなどの役が列座し、先ず人長とよばれる太刀を帶びた者が出て、それに囃子方が樂を奏し、神樂が始まる。神樂の次に人長が舞い、最後に前張歌があり、曲目のように舞われる。

この古い神樂が、榛名神社では催馬樂(さいばら)とよんで演じられていたらしく、一宮昌輔氏所蔵の「神樂譜」(甲乙二冊)をみると、次のよう

に神樂歌が収録されている。

いたらしく、一宮昌輔氏所蔵の「神樂譜」(甲乙二冊)をみると、次のよう

に神樂歌が収録されている。

○阿知女作法本歌

あちめ、おお、おう

○同末歌

おけ、あちめ、おおおお

○同本歌

おけ

○神樂歌

柳葉の、香をかぐわしみ、とめくれば、やそじびとぞ。

同末歌

神かきの、みむろの山の、柳葉は、神のみ前に、しげりあいにけり、し

けりあいにけり

本歌

おけ

○韓神本歌

みしまいう、かたにとりかけ、われからかみの、からおぎせんや、から
おぎ、やひらでを、手に取り持ちて

同末歌

やひらでを、手に取り持ちて以下本歌同

○早韓神本歌

肩に取り掛け、われから神の、からおぎせんや、からおぎ

同末歌

手に取り持ちて、われから神の、からおぎせんや、からおぎ
せんや

本歌

おけ、あちめ、お

末歌

おけ

小前張

○阿知女本歌

あちめ、お、お、お、お

同本歌

あちめ、お、お

○鷹枕本歌

たがにえびとぞ、しきつき、のはる、あみをきし、き、のはる、あみお
ぎし

同末歌

そのにえびとぞ、しきつき、のはる、あみをきし

○篠波本歌

さざなみや、しがのからさきや、みしねつく、をみなの、よ、ささや、
それもかも、かれもかも、とこせの舞、とこせに
同末歌
あしはらだの、いなつきかにのや、をのれさえ、よみをゑすとてや、さ

さげては、さきげや、さきげては、さきげや、かひなげを

○千歳本歌

せんさいせんさい、せんさいいや、ちとせのまんさ（い）

同本歌

まんさい、まんさい、まんさいや、よろづよ、まんさいや
本歌

なを、せんさい

本歌

なを、まんさい

本歌

せんさいせ

○早歌本歌

や、いづれそも、とうとなり

同本歌

や、かのさき、こうみて

同本歌

や、みやまの、こうつつんら

同本歌

や、くれくれ、こうつつんら

同上拍子

や、さきのくび、とうど

同上拍子

や、あかがり踏むな、しりなる子

同上拍子

や、たたからゆかば、をんからゆかん

や、をんからゆかば、たにからゆかん

や、をみなこや、霜月歸走の、かき承

や、あふりとや、ひはんりと

や、ひはりとや、あふれりんと

本歌

おけ

○星

吉々利々本歌

ききりりり、せんさいや、うひやくしゅど、わやうせつじんで、うしゃ

うじやうげや、あかほしは、しやうじやうは、くはやここなりや、なに

しかも、こよいの月は、たたこ

○得銭子本歌

とくぜにこが、ねやなる子に、ますや

同本歌

しもゆふひばら、たれはたをりし、とくぜに子や、くたらこや、ひよや、

たれかはたをにこや

同本歌

われこそは、みればや、うれたさみ、たをりてこしかや、とくぜに子や、

たたらこぎ、ひよや、たをりてこしかや、とくぜにこや

○本總作本歌

ゆふつくる、しなのはらきや、あさたづね、あさたづね、あさたづねや

同本歌

あさたづね、ましもかみぞや、あそべあそべや、あそべあそべ、あそべ

あそべや

○朝藏本歌
あそべや
よくわからない」一宮氏所蔵の「八乙女舞」の掛図は、催馬樂として以前

あさくらや、きのまろどのにや、わがをれば

同本歌

わがをれば、なのりをしつや、ゆくやたれ

○其駒

そのこまさや、われにわれに、くさこふくさは、とりかはし、みづはと

り、かさはとりかはん

同揚拍子

さのこまぞや、われにわれに、くさこふくさは、とりかはし、みづはと

り、くさはとりかはん

以上が一宮本の神樂譜に載っている曲目と歌詞である。もちろん、樂譜がすべてについている。整理すると、この神樂譜には次のものが採録されている。

○庭火（煙）○阿知女○櫛葉○韓神○早韓神後殿の前張（催馬樂）には

○阿知女○唐枕○篠波○千歳○早歌○星○後銭子○木締作○朝藏○其駒

これらの曲目のうち、「阿知女」は精靈の神で、それを招くのが「おおお

お」の神祕な神事芸とされている。櫛葉はややだけた神事歌である。韓

神は全く別種の芸能が入り込んでいると考えられている。小前張からは、

余興的な内容のものと代り、民謡的な歌詞である。千歳と早歌は芸能團の

道めき芸と解されている。星は、神遊び（神樂）が終りとなる残りの芸

である。あか星の歌は、経文である。朝藏、其駒などは、神遊びが終る神

上げの朝歌と解される。全体を通じて、夜神遊びの一団が訪れて夜を徹し

て舞われ、夜明けとともに帰つてゆくという神祕と莊嚴とをかねた古い神

事芸であったといえる。

椿名神社で演じられていたものを天保年間に宮中の神樂から復原して画かれたものであるが、巫女舞の起源を知る上にも参考になる。この八乙女舞曲が、古式の神樂でもあったという点で極めて注目される。

榛名神社の門前町景観の推移

1. まえがき

本調査は榛名神社調査の一環としてなされたもので、歴史地理学的な観点に立って、門前町の推移をみながら、各時代における門前町の景観の復元をねらいとして行なったものである。

本調査は昭和四十九年七月下旬から同五十年一月にわたって行なわれたもので、特に七月下旬から八月中旬に集中的に行なわれた。

調査方法としては、資料の探訪、現地の調査等を行ない、文献的調査と実地調査とを併用した。

調査資料は、主として現地（杜家町）の一宮昌輔氏所蔵の古文書、絵図をはじめとする史料、榛名町役場の土地台帳及び六百分の一、三千分の一の両地籍図等に依った。

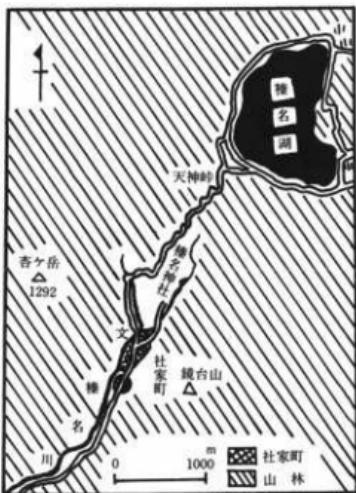
本調査にあたって、資料の閲覧を許され、調査上種々の便宜をはかれた榛名町役場、同町教育委員会、同町公民館をはじめ、貴重な資料を提供して下され、また、調査上格別の御力添えを頂いた地元の一宮昌輔氏、小山義裕氏に対し、衷心より謝意を表するものである。

殊に、この調査について、丸山秀樹氏（渋川女子高教諭）の心からなる御協力を頂き、厚くお礼を申し上げる次第である。

2. 榛名神社の門前町の概観

榛名神社の門前町として発達した杜家町（榛名山町ともいう）は行政上からいえば、群馬郡榛名町大字榛名山小字杜家町である。

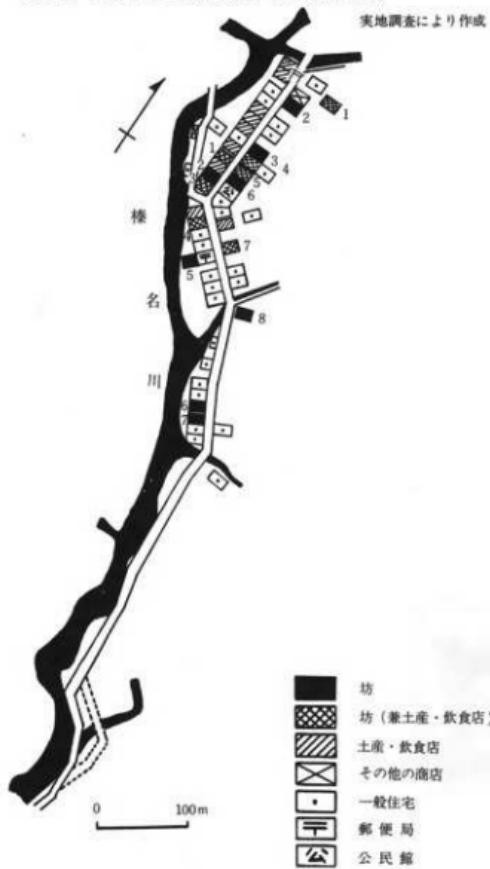
杜家町は榛名湖畔から天神岬を越えた榛名山の中腹の標高約八〇〇～八三〇m（本地域の稱荷橋が八二〇m）に位置し、杏ヶ岳（現地では古くよりこのようになっている。「一、一九二m」と鏡台山（一、〇七五m）の山間を流れる榛名川に沿って発達した御師集落である。（第一図参照）



第1図 調査地域

第2図 横名神社の門前町景観（昭和49年8月）

実地調査により作成



社家町は三方が山に囲まれ、南方だけがわずかに開けた地形を示してお
り、集落は横名神社境内の直ぐ前に南へ向って自然の傾斜面に沿って発達
した。

社家町の現況（昭和四十九年）をみると、四十八世帯、人口一六四人（男
七八人、女八六人）で、横名神社関係以外の職業に従事している者が多
い。

現在、集落のメインストリートとなっている道路は、往時からのもので
あるが、以前は、安中伊香保線（大正九年県道に認定）と称し、今では渋

川松井田線と改称されており、松井田、室田、高崎、横名湖、伊香保、渋
川方面に通じている。

社家町は街村形態をなし、門前町の面影をよく留めている集落である。

3. 現在における門前町の景観

現在における横名神社の門前町の景観をよくあらわしているのは、昭和
四十九年七月下旬から八月中旬にかけての実地調査によって作成した第二
図である。

現在における横名神社の門前町の景観をよくあらわしているのは、昭和
四十九年七月下旬から八月中旬にかけての実地調査によって作成した第二
図である。

これによつてみると、横名神社
の前に道路に沿つて坊や土産屋、
飲食店等の店舗の配列がみられ、

門前町としての特色が表われてい
る。

特に社家町の横名川以東（左岸）
の全家数五十三軒（公民館、郵便
局の建物は除く）のうち、現在坊
を営んでいる家は、わずか十五軒
にすぎない。中心道路の西側で七
軒、東側で八軒の分布である。

（第一表参照）

この十五軒の坊のうち、家屋の
景観上からみて坊だけ営んでいる
家は、第二圖の分布（長方形の黒
色の図式）でもわかるように八軒
で、道路の西側に四軒、東側に四

榛名神社門前町の現在の坊の数（昭和49年）

西側		東側	
記号	坊	記号	坊
1	大坊	1	本坊
2	滝野坊	2	善徳坊
3	大竜坊	3	較若之坊
4	吉本坊	4	新宮本坊
5	宮之坊	5	東真孝坊
6	宝藏坊	6	東之坊
7	東泉坊	7	德善坊
		8	

第1表 榛名神社門前町の現在の坊の数（昭和49年）

では坊を営なんだ家である。

一般住宅は二十七軒（空屋の五軒を含む）で約半数を占める。

土産屋の経営について調べてみると、昭和八、九年頃、滝野坊や宮本坊などが土産屋的なものを導入したが、それも正式な看板を立て利益をあげる現在のような土産屋は、戦前には無かった。

本地域は、古くより御師集落としての機能を持つた門前町であり、そのうえ、地名度の高い特産物が無かつたため、戦前（第二次大戦前）には土産屋、飲食店等が発達しなかったのである。

土産・飲食店が増加したのは戦後で、特に昭和三十年代以降である。高

度経済成長に乗った観光ブームの影響があつたためと、やはり、往時とは異なり御師（坊）だけの収入では限度があつたためであろう。

それ故、坊の中には現在一般旅館の営業も行なっている家もある。

軒である。これらの家は

坊を専業としているとは限らない。

さらに、家屋の景観上からみて、土産屋と飲食店を兼ねている坊の家は

七軒分布している。

土産・飲食店だけを営んでいる家は九軒であるが、これらの家もかつては坊を営んだ家である。

土産・飲食店は、すべて土地の人の経営である。即ち、かつて坊の家か、または現在坊の家が経営していて、外部資本の進出はみられない。

門前町の集落規模を景観のうえからみると、いわゆる土産・飲食店などみられる。ここが今の門前町の中心地域にある。それから南の約一五〇mまで（黒門橋まで）は、家屋の分布は少くなり、副的地域といつてもいい。

それ故、現在の門前町の全体の長さは約四五〇mである。

黒門橋から南は、家屋の分布が一軒みられるだけで、門前町の地域には入らない。



門前町の中心地帯（昭49. 8. 写）

社家町は観光客対象の旅

館というより、御師（坊）の家が十五軒散在的に分布し、今なお、わずかながら御師集落としての機能を維持した門前町を形成していることがうかがえる。

それ故、坊の人口には今まで往時の石燈籠が建立されており、また、坊の屋敷跡には往時の石垣などが残っており、本地域の門前町の特色をよく表わしている。

なお、今日では榛名湖、伊香保温泉の観光客の途中

第3図 土地割からみた榛名神社の門前町
(昭和49年8月)

実施調査により作成



下車見学的な門前町である。

しかしながら、この自動車道の開通も最近のことと、昭和の初期である。それまでは榛名神社の境内を通って榛名湖や伊香保へ行ったのである。

大正八年には、この安中伊香保線も認定され、大正十四年頃には、室田

から杜家町までは漸く自動車の通行は可能になつたが、人馬が待避する余地がない、まだ危険であった。特に榛名湖から榛名神社に至る間は、道が曲って険しく、徒步のはかは駄馬、轎籠が通するに過ぎなかつたのである。

昭和二年には、多額の町費で弁才坂の改修工事をして現在のような道路となり、昭和十年の洪水で大きな損害を受けたが、国庫の補助を受けて改修し、車馬、自動車も通行できるようになった。

戦後は、榛名湖、伊香保の観光地に通する路線として、一年中利用されるようになつた。

運搬物としては、湖畔の天然氷や日用品、林産物、農産物等である。人も信仰客から観光客に変り、馬、駕籠からバスに変つたこの町の状態（昭和四十九年）を示したものである。

即ち、榛名町役場の六百分の一地籍図を写し、それに一筆毎に土地台帳の地目を記入した。しかし、実際には土地台帳に記載されたものと現状とは相違する場合があるので、正確を期すため、昭和四十九年七月下旬から八月中旬にかけて現地に赴き、分類した地籍図を基にして、これを一筆毎に実地調査して確認し、補正して、現地に則した正しい地籍図に作成したのが三千分の一地籍図の第三図である。

これによつて示される如く、宅地の分布は、見事に前掲の第二図の門前町景観をよく表わしており、黒門橋から以北に門前町を意味する宅地の分布がみられる。黒門橋から南は山林である。

また、東側は山林で、すぐ西側は榛名川で、この狭小な土地に、道路に

沿つて街村形態の門前町が発達している。

耕地は極めて少なく、農業によって生活する家は全く無い。水田は無く、畑もわずかで、街村の門前町として生計を立ててきた姿がよくわかる。

4、明治前期における門前町の景観

第三図と同様に、土地台帳の結果を記入した六百分の一地籍図を作り、これを基礎にして実地調査を行ない、確認、補正し、三千分の一地籍図による第四図を作成した。

この図は、特に明治五年頃から同二十年頃までに土地台帳に記載されたものが多く、明治前期の集落規模と土地利用状況をよく示している。

この第四図によると、宅地の分布からみた門前町の集落規模は、鳥居前から黒門（黒門橋地点）まで、現在と殆んど一致していることがわかる。

黒門は名の示す如く黒色の門で、門前町の表玄関（入口）にあたるもので、幕末までこれより南にあった惣門（そとん）に代り、明治初年に至つて、唐沢に掛つた黒門橋の位置に設けられたものである。

それ故、惣門の名称が改つて黒門となつたのである。

この黒門の設置は、それより南まで発達して江戸時代の門前町が、明治期に入つて現在とほぼ同じ規模の黒門橋以北に縮小したことを意味している。

それ故、黒門より南の地域で道路の東側に一宅地が當時存在していたのは、新らしい宅地が作られたのではなく、集落の規模の衰微縮小により、とり残された姿である。

かかる集落の規模の縮小は、坊の減少を意味し、何んといつても明治維新における神仏分離による影響が大きい。

明治維新後の坊は減少の一途をたどつた。

第4図 土地割からみた榛名神社の門前町（明治前期）

榛名町役場の土地台帳により作成



特に坊の減少のはげしかった地域は、黒門から物門までの地域で、この地域を江戸時代から下宿⁽¹⁾といった。次に、若干減少がみられた地域は、丸子橋から黒門（黒門橋地点）までの地域で、この地域を中新田ともいっていた。

この下宿の言葉は、本地域に現存する古文書「文久二壬戌年亥歲公儀御札金五兩割並年中諸掛取立帳」の中に、中新田の言葉は「天保十四卯年一山惣屋敷坪改帳」の中に使われ、「中新田邑」と記載されている。

椎名神社から下宿の距離をみると、中新田よりも遠く離れており、門前町では南端地域である。

それ故、門前町の発達過程からみると、椎名神社に近い丸子橋以北の地域は、古い門前集落であるが、下宿と中新田地区は江戸期に形成された新しい門前集落であるといえよう。

やがて、明治維新の神仏分離により、庶民の信仰の度合いにも変化を生じ、かつてのようなく多くの参詣者はみられなくなつた。

ここに坊の退転が余儀なくされたうえ、下宿・中新田は椎名神社から遠い地域にあるという不利な条件もかさなつて、両地域の坊は退転し減少していった。特に下宿は殆んどの坊が退転したのである。

なお、畑の分布をみると、第三図と比較すると、やや多く分布する。この第四図に示された範囲の畑については、坊または坊以外の屋敷跡が畑に変わったもののが多かった。

特に黒門から南の地域の畑は、道路に沿って分布しており、実地調査してみると、この畑は石垣が積まれて平坦化しており、江戸期には屋敷であつたことが明らかで、門前町がここまで発達していくことが認められる。第四図の南端部分のかつての道路は、椎名川沿いに新道ができたため今では廃道となり、その廃道沿いの畑になつていている部分は、現在山林になつ

(1)



坊屋敷跡の石垣 (昭49. 8写)

ているが、その石垣は見事で、往時の屋敷の面影をよく留めている。

かくの如く、明治前期に畑が存在していたといつても、かつての農業を主としていたわけではない。本地域は気候が寒く、山間のため耕地は少なく、御師（坊）を営むかたわら、若干農業を行なつたにすぎない。

また、丸子橋から黒門橋間は、第三図と比較すると、明治前期において、現在よりも多くの坊が存在していたことが認められる。

さらに、第四図をよくみると、道路（参道）の中央に用水路（当時は単に「堰」といっていた）が通つていたことが認められる。昭和の初期まで、往時とままで存在していたのである。

この用水路は、寛政年間の別当所に関する古文書の「御用記」（一宮昌輔氏所蔵）によれば、寛政十年につくられた。

即ち、随神川（仁王門川原）の水を引いたもので、隨神門（仁王門）のすぐ東の取入口から鳥居をくぐり、その石段のところまではカラ松の木桶を用いて埋植で引水し、それからは開渠で普通の用水路となり、現在の吉本坊のところで曲つて椎名川に流入した。用水は鳥居に近い門前町の中心地域を流れたもので、門前町全城には及ばなかつた。

明治に作成された地籍図には、参道を走る用水路は鳥居前で東に屈折しているように書かれているが、実は屈折しているのではなく、本坊の廃水溝で、これが用水路に通じていたわけである。

用水は清潤で、上流の一、二軒の坊は飲料水に用いたが、主に防火用水として利用された。若干は廃水を流したり、手洗、足洗に利用した家もある。

用水路の西側の参道は、東側の参道よりやや高かった。

本地域の飲料水は、東の山麓の湧水を共同で引水して使用している。

門前町の中を通る参道は、かつては階段状をなしていた。この参道も時代に即応して、昭和初年（昭和七年頃）に行なわれた道路改修工事により、階段はなくなり、同時に中央の用水路も道路の西側に寄せられ、暗渠となつた。最近になって、鳥居から隨神橋の間をコンクリート舗装した際に、木橋をコンクリートのパイプに替えた。

その後、参道は昭和三十八年に自動車の運行に便利な近代的な舗装道路に改装された。

明治前期の門前町の景観をよく示すものとして、明治二十一年の「⁽³⁾上野國榛名山真圖」（第五図）がある。

これによつて示される如く、道路（参道）は階段状をなし、その両側に石垣を築いて各坊が建ち並び、黒門や参道の石燈籠等もあり、御師集落の特色がよく表わされている。

明治前期における門前町の集落規模は、黒門橋迄であったことがこの図からよくわかる。これは第四図の宅地分布と一致している。

さらに、第五図の中には、黒門から南へ向つて行くと一軒の家が描かれている。これは文四郎の小屋と考えられる。この小屋は惣門のすぐ外にあつた。文四郎小屋は通行人を監視した小屋である。享保年間（一七一六—三

五）迄は小屋には人を置かず、寛保年間（一七四一—四三）より置いた。⁽⁴⁾
江戸期には、この小屋の近くの惣門迄、門前町が発達していたわけである。

5、江戸期における門前町の景観

江戸期における門前町の景観を示すものとして、第六図「榛名神社の門前町景観（天保十四年）」を作成した。

これについては、まず、一宮昌輔氏所蔵の「天保十四卯年—山惣星敷坪數改帳」の古文書を資料にして、第二表「門前町（社家町）の屋敷の規模」を作成した。

次に、第一表に記載された総ての屋敷について、坊屋敷、元坊屋敷、坊以外の屋敷の三種類に分けて、それを一筆毎に実地調査によつて確認し、その分布位置を六百分の一の地籍図に記入していく。

この際、一筆に天保十四年（一八四三年）の景観図を作るとは時代が古くて困難なので、先ず手がかりとして、実地調査前に幕末三年の古文書「⁽⁵⁾一宮年公儀御札金五両割帳」によつて一度景観図を作成し、更に、嘉永年（一八四七年）の「⁽⁶⁾子年公儀御札金五両之割帳」の古文書によつて当時の一軒一軒の家の位置を確認してから実地調査に入つたわけである。

実地調査にあつたのは、郷土史研究家である地元の一宮昌輔氏の御協力を頂き、山林に入り、雜草を刈りとり、雜木を切りとりながら当時の屋敷跡を探し求めてその屋敷の位置を確認してから六百分の一の地籍図に記入していった。そして、これを三千分の一の地籍図に移して、天保十四年の門前町の景観図として完成した。

それ故、この第六図は天保十四年の門前町の姿を復元したものといえよう。この天保十四年の古文書は、坊の面積と分布を表わす資料としては、一宮氏所蔵の古文書の中では最も古いものである。



第5図 上野国様名山真圖（明治21年）較若坊

第2表 門前町(社家町)の星数の規模(天保14年)

西側		東側	
記号	坊星数の規模 (奥行×開口=坪)	記号	坊星数の規模 (奥行×開口=坪)
I 大円坊	16×26= 416	BB 元玄蔵坊	7×6.5= 465
2 峰之坊	10×12= 120	大麻坊抱屋敷	
3 青竜坊	11×7.5= 82.5	BB 森本坊元屋敷	9×7.5= 67.5
4 上地大藏坊	9×9.5= 85.5	28 武本坊	10×7= 70
5 祥雲坊	12.5×5.5= 68.5	29 東風坊	16.5×10= 165
6 茂本坊	17×5.5= 93.5	30 三歳坊	12×11.5= 138
7 八入坊	20.5×6.5= 133	31 東学坊	8×11= 88
8 氷藏坊	28×10.5= 294	32 神力坊	2×19= 38
9 大坊	26×16.5= 429	33 金蔵坊	6×6= 36
10 三才坊	19.5×5.5= 103.5	34 上地梅之坊	9×11= 99
11 滅之坊	20×6= 120	35 宝蔵坊	9×10= 90
12 大竜坊	17.5×7.5= 131	36 北之坊	10×11= 110
13 十輪坊	15×8= 120	37 藤之坊	8×9= 72
14 竹篠井雲坊	14.5×8.5= 123	38 孝善坊新宅	9×12= 108
15 吉本坊	18×18= 324	39 善力坊	6×12= 72
16 宮之坊	22.5×7= 157.5	40 上地松本坊	7.5×7.5= 5.6
17 電学坊	20×5.5= 110	41 元松本坊	8.5×5= 42.5
18 脳本坊	11×6.5= 71.5	42 林学坊抱屋敷	
19 一樂坊	11×10= 110	43 電谷坊	3×5.5= 16.5
20 林藏坊	11.5×7= 80.5	44 大学坊抱屋敷	3×11.5= 34.5
21 大麻坊	12.5×8= 100	峰本坊抱屋敷	
22 南之坊	19.5×7= 136.5	45 伊勢雄	4×11= 44
23 山本坊	11.5×12= 138	46 本学坊屋敷	
24 杉本坊	13×13= 169	47 元昭藏坊	5×8= 40
25 法伝坊	7×7= 49	48 大電坊抱屋敷	

記号の()は元持屋敷、坊の()は別名

(例)上表の場合は、9間4尺を示す。

記号	坊以外のもの星数の規模 (奥行×開口=坪)	記号	坊以外のもの星数の規模 (奥行×開口=坪)
イ 吉本坊抱屋敷	6×10=60	ナ 直右衛門	10×7.5=75
ロ 大麻坊抱屋敷	14×6=88	ミ 京藏坊抱屋敷	
ハ 角太夫	7×7=50	リ 弥右衛門	6.5×10.5=68
ニ 宝蔵坊押出車地	4	ミ 京藏坊抱屋敷	
ホ 本学坊抱屋敷	4×14=56	ギ 八兵衛	9×12=108
ヘ 山之坊抱屋敷	10×13.5=135	北之坊抱屋敷	
ト 金剛院抱屋敷	6.5×8=52	ル 半蔵	8×8=64

記号	坊以外のもの星数の規模 (奥行×開口=坪)	記号	坊以外のもの星数の規模 (奥行×開口=坪)
イ 仲次郎	24	ミ 般若坊抱屋敷	7×12=84
ロ 元水助屋敷	7×6=42	ト 下之坊抱屋敷	12.5×8=100
ハ 善藏	8×8=64	ナ 申藏	5×15=75
ニ 七右衛門	4×10=40	リ 政太夫抱屋敷	10×6.5=65
ホ 法林坊抱屋敷	7.5×7.5=56		

榛名神社の門前町景観の推移

第6図 榛名神社の門前町景観（天保14年）

—宮昌輔氏所蔵の史料を基礎に実地調査により作成



即ち、第六図によると、当時の門前町は見事で、その規模は現在や明治前期のものと比較すると、かなり大きかった。

地図の最南端の門前町の入口には惣門が存在した。門前町の集落規模は、この惣門まで発達していたのである。約七五〇mの長さに御師（坊）の家が建ち並ぶ門前町であった。明治前期及び現在の集落規模は、惣門（黒門構地点）までの約四五〇mであることからみると、約一・七倍の長さであった。

それ故、黒門（天保十四年には無かった）から惣門までの下宿地域にも、見事な門前町の景観がみられたのである。即ち、第四図に示された明治前期の黒門橋以南の畠地は、天保十四年には坊を主とする家屋が建てられていたのである。

鳥居前約三〇〇m（丸子橋まで）は、特に坊が密集していた。また、丸子橋から現在の黒門橋間約一五〇mの中新田地区も、かなりの坊の分布がみられた。

これらの下宿及び中新田地区は、既に述べた如く江戸期に発達した門前集落であるが、丸子橋以北の地域は、下宿や中新田地区よりも古くから形成された門前集落である。

第六図を実証するものとして、「榛名神社関係絵図」（第七図）がある。

これは、文化年間の頃のものと思われるが、江戸期における本地域の門前町の景観がよく表われている。

即ち、榛名神社の前に見事な門前町が発達しており、門前町の南端には、はつきりと惣門が描かれている。鳥居前から惣門までの家並は第六図と一致する。門前町の中程の丸子橋や惣門のすぐ外の文四郎小屋も描かれている。

更に、惣門から南は街道に面して見事な杉並木がみられる。その後、杉

並木は伐採されたため、今では見られないが、伐根は残っている。

榛名神社の旧一之鳥居の位置も絵図に示されており、今では旧道の傍に、高さ一・五mの旧一之鳥居柱石が残っているだけである。向って右側の柱石には「榛名山」、左側の柱石には「御旅行」と銘がある。旧道はこれより一軒屋敷路（今の八本松地区の一部）に通じている。現在、舗装道路に面して建てられている一之鳥居は、県道改修とともに昭和十五年に建立されたものである。

本地域は交通上からみると、寛永八年に番所が置かれた。番所は榛名神社の北裏で、榛名川（お宮川原）に沿って設置されたので、榛名湖、伊香保、利根、吾妻（大戸を通らない地域）方面の取締には機能を発揮したが、大戸通りの信越への交通に対しても効果は無かった。番所を通らずに信越に通じたのである。今も番所の門が、旧態を留めて存在する。

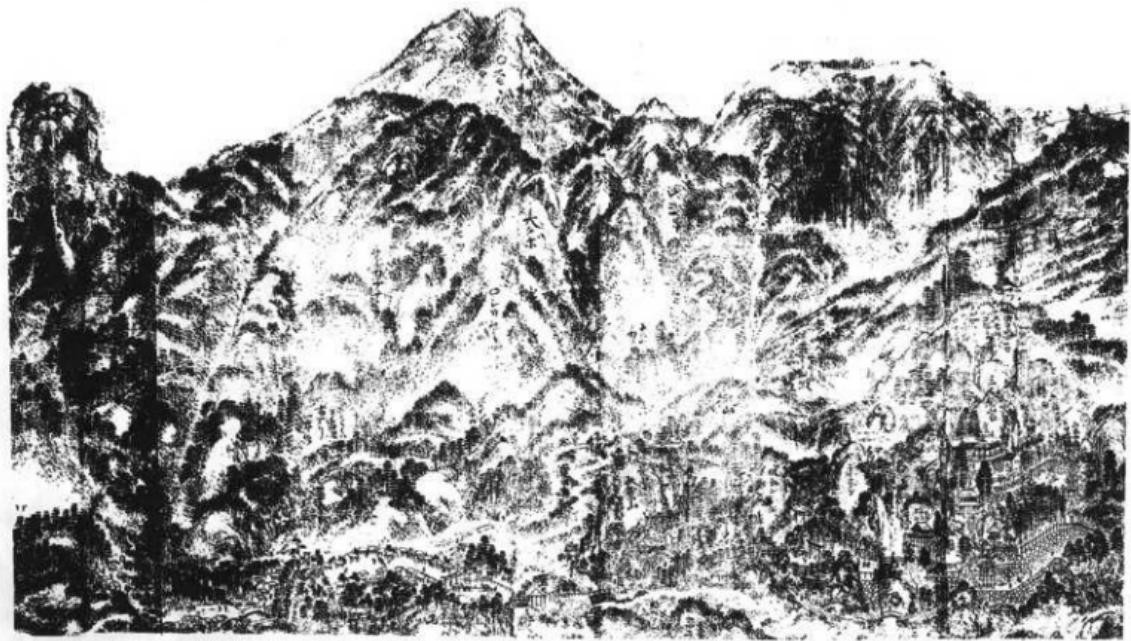
本地域は室宿、大戸宿へ通じ、榛名湖、伊香保へも通する要地であったのである。榛名神社の境内には、往時の面影を留める遺跡がある。これには、正面に「右みたらし是より十八丁」側面に「水沢江三里余伊香保江二里半妙義江七里高崎江六里」と刻まれており、また、文化五年に塙原太助の寄進した榛名神社境内の玉垣の親柱にも、同様な文が刻まれている。

更に、江戸期における集落の立体的形態についてみると、門前町の丸子橋以北の地域では一度の大火灾があった。一度は享保十四年（一七二九年）であり、二度目は明和元年（一七六四年）の大火で、この時は四十二軒の坊が焼失してしまった。本坊は二度の大火灾にも幸い難を免れた。それ故、この丸子橋以北の家屋は、殆んど明和以後のものである。

かくの如き事情が、寛政十年に本地域の道路の中央に用水路ができた要因ともなっている。

丸子橋以南の地域は延焼を免れたため、今なお旧態をとどめる坊が存在している。

丸子橋以南の地域は延焼を免れたため、今なお旧態をとどめる坊が存在している。



第7図 榛名神社関係絵図



往時の面影を留める坊（昭和49. 8写）（孝善坊）

している。

坊の家の屋根も江戸期には茅葺が多く、明治から大正期になると、板葺が多くなつてきた。それは主として杉板、栗板であった。

（明治の郡村誌によれば、榛名山村から屋根板が二五〇〇軒生産されている。）

山林に関する古文書として、慶長十九年の「権現様御墨印等」によれば、「一、堂塔社頭坊舎造當之外竹木不可伐之但

それで、坊及び一般民家の合計戸数は八十二戸であった。

江戸期における集落の平面的形態についてみると、第六図にみる如く、十七軒、東側でも三十七軒、合計七十四軒の坊が道路の両側に石垣を築いて階段状に建ち並んでいた。元坊屋敷は西側で八軒、東側で四軒、坊以外の屋敷数は西側が十一軒、東側は九軒で、そのうち一般民家の屋敷数は西側が五軒、東側が四軒の合計九軒であった。

正後期になると、トタン葺が現われてきた。）

特に、天保四年当時は、第二表でもわかるように、参道の西側では三十七軒、東側でも三十七軒、合計七十四軒の坊が道路の両側に石垣を築いて階段状に建ち並んでいた。元坊屋敷は西側で八軒、東側で四軒、坊以外の屋敷数は西側が十一軒、東側は九軒で、そのうち一般民家の屋敷数は西側が五軒、東側が四軒の合計九軒であった。

それで、坊及び一般民家の合計戸数は八十二戸であった。

江戸期における集落の平面的形態についてみると、第六図にみる如く、

道路の中央に用水路があり、街村形態をなしている。このような街村を形

成したのは、門前町によるためである。

坊の屋敷面積の規模を第二表でみると、一〇〇坪以下の小面積の坊が約

半数の多くを占めている。これは地形的制約を受けた山間の集落の一特質

といえよう。これによって当時の坊の規模を知ることができる。

なお、天保以前においては、年代は不詳だが、榛名川以西にも坊が分布

したのである。

坊の間取りについては、天保六年の間取り図（第八図）がある。

この間取りは般若坊で、本地域では特に大きな規模のものであり、宿泊

を考えた坊の特色がみられる。

即ち、各部屋は襖によって独立しているが、襖を取りはずせば大きな広

間になつて敷居の上にも蒲團を敷くことができ、多数の参拝者を宿泊させ

ることができるようになつてゐる。また、中廊下に相当する場所は畳廊下

で部屋代りともなり、宿泊者の取容力を高めることができるように配慮さ

れている。この家は、その後若干の改造はなされたが、殆んど往時のままで現存している。

住山之者薪取事不有異儀事
右堅可守此旨者也

慶長九年九月五日

御墨印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

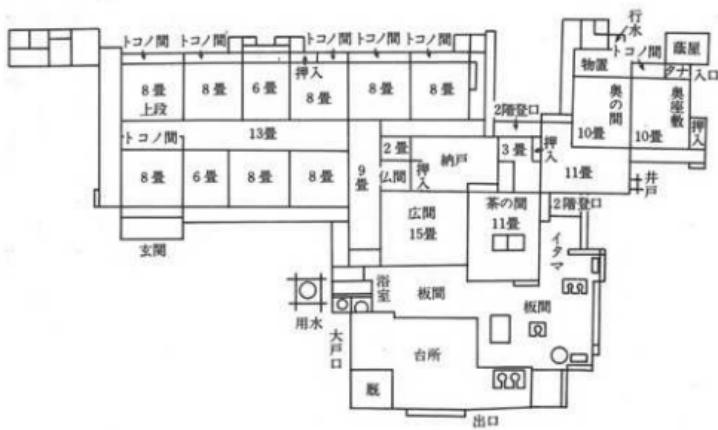
印

印

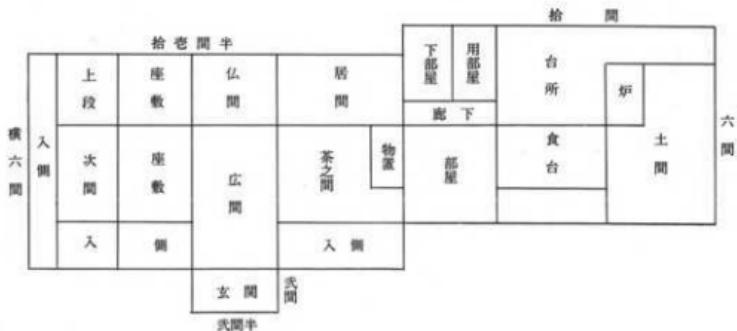
印

印

印</p



第8図 坊の間取り（天保 6 年） 般若坊



第9図 別当所の間取り（寛政 8 年）

第九回は、寛政八年における「別当所の間取り」である。現在、本坊と呼んでいるのがそれで、今なお旧態を留めている。

別当所は、社家及び榛名山神領を管理した役所であった。その統轄者として、学頭兼別当といつて役僧がいた。これは上野の寛永寺から派遣されるか、または、末寺の榛名町中里見の光明寺が当った。その下に、衆徒とよばれる五カ院、吟味役、年寄の三役が置かれた。

五カ院は神護院・金剛院・満福院・実相院・円乗院で、それらの衆徒（社僧）は身分的には別当に次ぐ地位を獲得していた。御師には吟味役・年寄・協年寄・平之者（平御師）と称する家柄による身分的階層があつて、特に御師のうち吟味役・年寄には家柄による特殊地位を認め世襲制をとつていた。

それ故、本坊の間取りは一般的の坊とは異なり、上段の間、次間など格式のある間取りがみられる。玄関の正面には広間、その奥に仏間がある。かくの如く、坊の間取り及び別当所の間取りは本地域の集落構成の一特質といえよう。

6、戸口・坊及び生活形態の変化

社家町が門前町として特に発達した江戸時代以後の人口の変化及び坊の変化を、寛永十年の「五人組之事」、元禄四年の「¹³上野国群馬郡榛名山五人組人別宗門改之帳」、宝永二年の「¹⁴上野国群馬郡榛名山五人組人別改前書」、¹⁵その他の資料によつてみると、第3表の如くである。

これによつて、戸口の変化についてみると、江戸期において、戸数は多い時で約100戸程度であった。特に、寛永十年は四十三戸であるところからみると、江戸前期においては、集落はあまり発展していないことが知られる。

社家町が門前町として特に発展したのは、元禄から寛延年間にかけての江戸中期である。

寛政から慶応年間にかけての江戸後期には、戸数、人口共に漸減がみられるようになつた。特に、人口においてそれが明瞭に表われている。

やがて、明治三年になると、戸数は更に減少し、門前町として発展した

江戸中期と比較すると、著しい減少である。

その後は戸数、人口共に漸減して現在に至つていて、現在は、戸数においては最盛期に当る江戸中期の約半数、人口では約三分の一の規模に減少してしまつた。

次に職業構成をみると、江戸期においては、御師で坊を営む家が大部分を占め、他の職業を専業とするものは極めて少ない。

ちなみに、慶応四年の「榛名山家数並人別取調帳」（前掲一七）によれば

「一、別当所　　一、衆徒寺院　　五ヶ院

一、師職数　　七拾八軒

山内總人数　メ六百六拾七人

内　男百四拾七人

女百拾四人

右之通相違無御座候尤モ当山御墨印御朱印之儀者御文言ノ通境内山林之外

田畠者勿論農人等古来ヨリ一切無御座候　以上

慶応四年辰五月

第3表 村家町の戸口及び坊の変化(筆者集)

年 代	戸 数	人 口			備 考
		総 数	男	女	
寛永10年	1633	43 戸	人	人	般若坊はまだなし。これより3年後。
元禄4年	1691	410 (住山の者)			その他、下男35人、下女16人、店者(主なもの) 3人、合計464人
宝永2年	1705	86	477		その他、下男36人、下女25人、合計538人
享保9年	1724	99	433		雇人152人、合計585人
寛延3年	1750	508 (山中を除いた戸数)	274	234	その他、御臺所4人、別当所11人、衆徒5ヶ寺 井堂守一ヶ寺17人を加えると合計540人
寛政6年	1794	85	347	177	170
文政7年	1824		302		
天保14年	1843	83(74)	302		()は師職(坊)家数で、東側37軒、西側37軒 師職(坊)以外の家9軒
慶応4年 (明治元)	1868	(78)	261	147	114 ()は師職家数
明治3年	1870	61	265	141	124 当時退転の坊は26坊。無主(空家)6軒。 東側130人、西側135人
明治5年	1872	63	268	144	124
明治10年	1877	63	256	132	124
明治14年	1881	(56)			()は師職家数(宿坊の数)
明治37年	1904	60			
大正9年	1920	(29)			()は同上
昭和15年	1940	(20)			()は同上
昭和24年	1949	(16)			()は同上
昭和29年	1954	(16)			()は同上
昭和49年	1974	48(15)	164	78	86 ()は同上

東叡山

光明寺印

と記されていることから、村家町は師職の家
が殆んどで、古くより田畠は無く、農民は存
在しなかつたのである。

しかし、烟については、嚴密に言えば、江

戸期には僅かではあるが存在した。

即ち、嘉永三年(前掲六)及び嘉永四年

(前掲七)の古文書の中に
「新烟分」

一、武拾五坪

一、三拾六坪

一、拾四坪

一、三拾五坪

一、五拾坪

一、四拾坪

一、武拾八坪

一、三拾坪

一、五拾坪

一、四拾坪

一、三拾五坪

一、三拾五坪

一、三拾五坪

一、三拾五坪

一、三拾五坪

一、三拾五坪

一、三拾五坪

一、三拾五坪

これらは、惣門より八木松までの間に分布
したもののが多く、各畠は五十坪以下の小規模

なもので、合計二五八畠の僅かな面積を農民

でない一部の坊が所有したにすぎないため、

銀毫匁九分九毛武糸

メ

忠藏坊

東泉坊

本坊

山坊

一樂坊

抱屋敷

官之坊

善龍坊

大麻坊

公的には田畠は無いことで慶応四年の「榛名山家数並人別取調帳」(前掲

一七)には報告されていると解せよう。

かくの如く、江戸期における本地域は、田畠は殆んど無く、農民は存在

せず、御師(坊)を中心とした生活形態の門前町として発達したのである。

そこで、第三表により坊の変化をみると、江戸後期の天保十四年では七十四軒、慶応四年では七十八軒であるが、江戸中期においては戸数及び人口が多く、殆どの家が師範であることから推察して、天保年間よりも坊は多く存在していたと考えられる。僧人(下男下女)が多く存在したことからもそれがうかがえる。その数は約一〇〇坊を限度としたのである。

明治に入ると、明治十四年で五十六軒となり、その後更に減じて大正九年で二十九軒、昭和二十九年が十六軒、同四十九年が十五軒(現在神道大教に加盟)で、戸数と同様に一途をたどって現在に至っている。特に、明治以後急激に坊が減少したのは、既に述べたように、先ず、明治維新の神仏分離によるところが大きい。

即ち、神仏分離により、御師の活動が衰えたため、生計が困難となり、坊が減少していくのである。

神仏分離は明治政府によって、明治元年三月に布告されたが、榛名神社も慶応四年(明治元年)八月晦日、岩鼻県社寺御役所で榛名山役人と光明寺と同席で、神仏分離の言渡しを受けている。

しかし、榛名神社の神仏分離が実際に行なわれたのは明治三年であった。

更には、明治七年に教部省より出された配札勤財取締の布達も、坊の減少の一因となっている。この布達の影響を受けて御師からの配札が一時激減したのである。これによつて信者(旦那)も減少の傾向をたどり、宗教的・経済的基盤は打撃を受けたのである。

即ち、具体的に配札勤財取締の布達をみると、

「配札勤財取締ニ開スル件

明治七年一月二十日

教部省番外達

神道諸宗管長

近来神社遙拝所造立教会講社ノ許可ヲ名トシ賄ニ配札或ハ勤財等ノ所業ニ及候者往々有之故ニ相聞却テ布教ノ大旨ニ戾リ政治ノ障害不少以

ノ外ノ事ニ付今後決シテ心得違ノ者無之様各会社中ニ於テ厳重取締可

為致此旨相達候事

但シ此後右体ノ者地方立廻候節ハ嚴重取締未具状様各地方官へ相達候条此旨可相心得事」

とある如く、みだりに配札や寄附行為をして政治の障害となることは許さぬという趣旨(当然、配札を政治活動に利用してはならぬという意味もある)のものであつた。

この布達が、御師の配札を一層困難にし、御師達は経済的にも苦しくなつた。なかには生活維持のため、私財を先却する御師も現われた。

ここに、嗣狀打開策として、惣門より八木松間を中心とする神社参道の並木伐採許可の嘆願書を、明治六年三月に榛名神社祠官より群馬県令に提出したのである。

その結果、御師達の窮状は認められ、並木の伐採が許可されたのである。並木は各家に払い下げられ、これを売却して生活の一助としたのである。

伐根は今も存在している。

明治四年の資料によれば、惣門から八木松迄の並木は主に杉で、松と櫟があつた。並木の太さは一般に内周が六尺から一二尺の太さのものが多く、中には一五尺のものもあつた。

このように、御師集落として発達した本地域は、坊の増減が門前町の盛衰を意味し、特に江戸中期において門前町として最も発展したのである。

次に御師（坊）の機能について若干考察してみよう。

御師中心の江戸期は、神仏習合による時代であった。そのため、御師は「御師」と称した。この様な神社こそは御師集落の中の存在であった。

御師は御祈禱師の略で、上下の字をとつて御師と称したもので、元来、

神社に奉仕し、参詣者に代って祈禱する役めがあり、参詣者に太々神樂の幹旋と宿泊の施設を提供し、更に、参詣者（旦那）と世襲関係を結んで神札の配布（配札）などを行なった。

この参詣者の休息所であり、宿泊する旅館を宿坊または単に坊といい、御師が坊を営んでいたわけである。それ故、御師は坊号（坊名）を持っており、学頭兼別当から名付けてもらつたものが多く、坊を名乗っていると負担があるので、坊を返してまた名付けてもらつたり、なかには一坊で二つの坊号の家もあった。

ここに、多くの御師達の家によって形成された集落が、いわゆる御師集落であったのである。

また、社家とは神社に関係する家のことで、御師の家である。本地域を社家町といっているのもそこに由来する。

御師の配札範囲は、江戸期においては関東一円から越後、信濃、甲斐、岩代（特に会津）に及んだ。配札期は作物の収穫後とか、十二月の農閑期に亘那場を巡回して配札した。（今では、各坊が郵便によって配布している。）

これらの地方には、主として村単位に株名講が結成されていた。それは代参講で、講社（おもに部落単位）を代表して数人が参詣（代参）した。

代参期は三月中旬から五月月中旬である。

代参人は師旦（師禮）の関係を結んだ坊に宿泊し、御師を通じて参詣し、神社の神札を受けて帰り、講員へこの神札を配布する。

江戸期には各坊で坊名入りの神札を授与した。

神札には五穀豐饒、風除、雷除、董守、虫除、防火等の各種があり、特に農業と結びついていた。それ故、講社は主として農民により結成されていた。

坊はこの講社の扱いによって生活したのである。

かくの如く、江戸期に盛んだった御師活動も明治になると衰え、坊も減少し、本地域の生活形態にも変化が生じたのである。

その変化をよく示すものとして、明治七年に県へ提出した嘆願書があげられる。それによれば、

「御管下北第十大区八小区上野国群馬郡朱印地土地無高春名山村小吏並ニ小前一同奉申上候

昨明治六年田神職一同農籍編入被仰付奉畏候

然ル處從來山間ノ僻地ニテ聊モ田園無之朱印地ヲ以テ一同ヘ頭配仕杉松楠木之類栽植致シ及ヒ神務ノ余暇ニハ山稼致シ東歐山ヘ冥加トシテ毎年金五円宛相納活計相當ミ来候處去戊辰年朱印返上其後明治四年未旧田農鼻縣ニテ杜地現在御改之節從來私有地立木共其儘上地ニ相成是ニ於テ戸數六十戸人貢二百六十余ハ山稼稟絕仕無産ノ民ト相成樹口ノ道ヲ夫ヒ難與困窮切迫難澁罷在候然ルニ昨六年十月官林漸次御払下ノ御布令モ有之候ニ付テハ從前朱印地社付ト相喝候山林因面之通并ニ字高天原之内上室田村用水普請芝塊取場相除キ旧來私有地与致米候反別之地所并ニ杉松合凡二千四百九十本余雜木小苗木トモ村内一

御払下ヶ入札仕候公平ノ金高ニ微ヒ金六百円奉上納度尤当明治五年ヨ

リ五ヶ年ニ割合老ケ年金百廿円ツツ上納仕候様是亦奉願上候

右候得ハ山様ヲ以産業仕一都他所へ出稼寄留等不仕一層協力勉勵

仕地味ニ応シ桑茶桔有益之樹木等ヲ播種致シ産業ノ基礎ヲ立一部水世

紙小前銀之写并絵図面相嗣此段奉想頼々々候已上」

と記されており、明治六年に本地域の神主や御師をはじめとする神職一同

は農業として籍を入れさせられたのである。ここに、杜家町に農民が現わ

れたわけである。

実際には、本地域には田園は無く、神社に務めるかたわら朱印地の山稼

をして生活していた。しかし、その山も上地し、今や山稼も絶えて、ここ

に村民の生活は困窮したため、朱印地であった山林を村内一同へ払下げて

欲しいと嘆願したのである。これが実現すれば出稼をせずに済み、村民一

同協力して桑、茶、楮等を植えて産業の基礎を立て、経済的に安定したい

と進言しているのである。

この結果、間もなく山林の「^四地券（明治十四年）」が現存している。

また、既に述べた如く、惣門から八本松間の杉並木も払下げられたので

ある。

明治になると、このようにして山が払下げられて開墾も行われるようになり、桑も植えられて蚕が飼われるようになった。これは生活形態の大きな変化であった。

本地域で坊を営みながら蚕糸が行わたのは、明治から昭和の初期頃である。蚕は代參が終った後に飼い、六月頃から八月いっぱいの間に二回飼

育した。

かつての坊屋敷の跡が桑畠になつたものもあり、谷間のわずかな土地を

桑畠にしたり、杜家町より雨の八本松地域からも桑を運んだ。

かくの如く、明治に入つてから蚕糸が行わたのも、御師の収入だけに依存することができなくなつてきたからである。

しかしながら、本地域は山間のため耕地に制約があり、平地の村落のよ

うな規模の養蚕を行つことはできず、なかには退職の坊も現われ、坊は更

に減少していくのである。

以上の如く、江戸期における権名神社の門前町は、土産屋的発達による

門前町とは全く異なり、純粹な御師集落としての機能を持つ門前町として発達したのであるが、明治になると坊は減少したため御師的機能は低下

し、坊においても農業が行われ、特に蚕糸もとり入れられるようになり、

ここに時代の推移とともに生活形態は変質したのである。

現在宿坊は、旦那の激減によりわずか十五坊となり、それも坊のみで生

計を立てることは困難なので、ここに収入源確保のため、一般旅館の許可を得て観光客の宿泊にも応じたり、また観光客を対象とした土産屋・飲食店を兼ねた坊などもあらわれるに至り、今日では、御師集落としての機能

をわずかながら維持しているにすぎない門前町となってしまった。

7. む す び

① 横名神社の門前町—杜家町は横名山の中腹で横名川沿いの標高約八〇

〇一八三〇mに位置し、古くより御師集落として発達したものである。

② 現在の門前町の集落規模を景観のうえからみれば、門前町全体の長さは黒門橋までの約四五〇mで、いわゆる土産屋・飲食店など門前町的家並は鳥居前約三〇〇mの範囲（丸子橋まで）にみられる。

- ③ 現在の社家町は、観光客対象の旅館というよりは御師（坊）の家が十
五軒分布し、今なお、わずかながら御師集落としての機能を維持した門
前町を形成している。
- ④ それ故、坊の入口には今なお往時の石燈籠が建立されており、集落構
成の一特質ともなっている。
- ⑤ 今日では榛名湖、伊香保方面の観光客の途中下車見学的な門前町であ
る。
- ⑥ 土地割からみて、黒門橋から以北が見事な街村形態を示した門前町で
あることが認められる。
- ⑦ 門前町の周囲は殆んど山林で、畠はわずかにすぎず、農業によって生
活する家はみられず、御師を中心とする門前町として生計を立ててきた
ことがよくわかる。
- ⑧ 門前町の集落規模は、鳥居前約四五〇mの黒門（黒門地点）
まで、現在と殆んど一致している。
- ⑨ 江戸期から明治前期になると、明治維新の神仏分離の影響により、集
落の蚕微縮小がみられた。
- ⑩ 即ち、江戸期まで発達していた黒門から惣門までの下宿地域の門前町
は、明治に入ると蚕微縮し、殆んど無くなってしまった。
- 特に、明治前期の下宿地区的畠は、江戸期には坊を主とする屋敷であつ
た。石垣によってその面影を留めている。また、丸子橋から黒門までの
中新田地区にも、若千戸の減少がみられた。
- ⑪ 明治前期はもとより昭和初期まで、集落景観を特色づけるものとして、
参道の中央には用水路が通っていた。この用水路は寛政十年に作られた
もので、主に防火用水として利用された。
- 飲料水は東の山麓の湧水を共同で引水して使用している。
- ⑫ 明治前期には、参道は階段状をなしていた。その両側に石垣を築いて
各坊が階段状に建ち並んでいた。
- また、黒門や参道の石燈籠等により、当時の御師集落の特色がよく表
われている。
- ⑬ 天保十四年の門前町の集落規模は、鳥居前約七五〇mにおよぶ惣門ま
での長さで、見事な門前町であった。明治前期及び現在の集落規模は約
四五〇mであることからみると、約一・七倍の長さであった。
- それ故、黒門（天保十四年にはまだ存在していないかった）から惣門ま
での下宿地区にも、見事な門前町の景観がみられたのである。
- ⑭ 天保十四年においては、鳥居前約三〇〇m（丸子橋まで）は特に坊が
密集していた。丸子橋から現在の黒門橋間約一五〇mの中新田地域にも、
かなり坊の分布がみられた。
- ⑮ 往時は惣門から南は、街道の両側に見事な杉並木がみられた。その伐
根は今も残っている。
- また、之一鳥居の元の位置には当時の石鳥居の柱石が今なお残ってい
る。
- ⑯ 本地域は交通上の要地として番所が置かれた。信越、榛名湖、伊香保
へも通じ、往時の面影を留める遺構がある。
- ⑰ 集落の立体的形態として、本地域は享保十四年（一七二九年）及び明
和元年（一七六四年）の大火で、丸子橋以北の地域が殆んど焼失してしま
った。それ故、現在の丸子橋以北の家屋は、殆んど明和以後のもので
ある。
- 丸子橋以南は延焼を免かれ、今なお旧態をとどめる坊が存在している。
かくの如き事情が、寛政十年に参道の中央の用水路を通す要因とも
なった。

⑧ 江戸期には茅葺屋根が多く、明治から大正になるにつれて、板葺またはその石置屋根が多くなってきた。主に杉板、栗板である。

⑨ 天保十四年の門前町は参道の両側に合計八十三戸が建ち並び、そのうち参道の西側に三十七軒、東側に三十七軒の合計七十四軒の坊が階段状に建ち並んでいた。

⑩ 集落の平面的形態として、参道の中央に用水路が流れ、街村を形成していた。坊の屋敷面積は一〇〇坪以下の小規模の面積が約半数を占め、山間の集落構成の一特質となっている。

⑪ 坊の間取りにもその特色がよくあらわれており、本地域の集落構成の一特質ともなっている。

⑫ 本地域の戸口の変化をみると、江戸期においては、戸数は多い時で約一〇〇戸程度であった。

江戸前期においては、集落はあまり発展していなかった。

門前町として特に発展したのは、元禄から寛延年間にかけての江戸中期で、戸数は約一〇〇戸、人口は約五〇〇人に達した。

寛政から慶応年間にかけての江戸後期には戸数・人口共に漸減がみられ、特に人口においてそれが明瞭にあらわれている。

⑬ 明治三年になると、戸数はさらに減少した。その後は戸数・人口共に漸減した。

現在、戸数は最盛期にあたる江戸中期の約半数、人口は約三分の一の規模である。

⑭ 江戸期の職業構成をみると、田畠は殆んどなく農民は存在せず、御師で坊を営む家が大部分を占めた。

⑮ 江戸期における本地域は御師（坊）を中心とした生活形態の門前町として発達した。

⑥ 本地域の坊の変化をみると、江戸中期の最盛期でも約一〇〇坊（軒）

が限度で、天保十四年が七十四軒（坊）、明治十四年が五六六軒（坊）、大正九年が二十九軒（坊）、昭和二十九年が十六軒（坊）、昭和四十九年が十五軒（坊）と減少の一途をたどっている。

特に、明治以後急激に坊が減少したのは、神仏分離による影響が大きい。また、明治七年の配札勤財取締の布達も一因となっている。

⑦ 御師は坊号をもち、坊を営んでいた。御師の配札範囲は、江戸期には関東一円から越後、信濃、甲斐、岩代（特に会津地域）にも及んだ。

今日では各坊が郵便によって生活している。

坊は講社の扱いによって生活したのである。

⑧ 江戸期における様名神社の門前町は、土産屋的発達による門前町とは全く異なり、純粹な御師集落としての門前町としての発達をしたのであるが、明治になると坊は減少したため御師の機能は低下し、御師收入だけに依存できず、坊においても農業が行なわれ、特に明治から昭和の初期頃まで養蚕もとり入れられるようになり、ここに生活形態は変わったのである。

⑨ 現在は、宿坊の数も激減し、一般旅館や土産屋・飲食店等を兼ねた坊もあらわれ、御師集落としての機能をわずかに維持しているにすぎない門前町となってしまった。

参考文献

(1) 一宮昌輔所蔵
「萬年公儀御札金五両割並年中諸掛取立帳」(文久二年戊午)

「山惣屋敷坪数改帳」(天保十四卯年)

(2) 一宮昌輔所蔵
「上野国様名山真圖」(明治二十一年)

椎名神社の門前町景観の推移

(23)	(22)	(21)	(20)	(19)	(18)	(17)	(16)	(15)	(14)	(13)	(12)	(11)	(10)	(9)	(8)	(7)	(6)	(5)	(4)
みやま文庫	三浦家吉	一宮昌輔所蔵	内務省神社局編	内務省神社局編	前掲(4)	前掲(2)	前掲	一宮昌輔所蔵	一宮昌輔所蔵	一宮昌輔所蔵	一宮昌輔所蔵	一宮昌輔所蔵	一宮昌輔所蔵	一宮昌輔所蔵	一宮昌輔所蔵	一宮昌輔所蔵	一宮昌輔所蔵	一宮昌輔所蔵	室田町誌編纂委員会
椎名と伊香保（昭和三十六年）	東山道並木左右牛王橋迄木数取調帳（明治四辛未年五月）	（大正十四年）	神社法令輯覽——配札勤財取締ニ關スル件	上野国群馬郡椎名山五人組人別宗門改之帳（元禄四辛未年）	御下知書附諸用緒写（寛政七卯年）	椎名山家數並人別取調帳（慶応四年辰五月）	上野国群馬郡椎名山五人組人別改前書（宝水一年）	五人組之事（寛永十年）	上野国群馬郡椎名山五人組人別宗門改之帳（元禄四年辰五月）	坊の間取り図——般若坊——（天保六年）	別当所の間取り図（寛政八年）	権現様御墨印写 上州椎名山 光明寺（慶長十九年）	権現様御墨印写 上州椎名山 光明寺（慶長十九年）	椎名神社開基絵図	子年公儀御札金五両割帳（嘉永三庚戌年）	亥年公儀御札金五両割帳（嘉永三庚戌年）	一宮昌輔所蔵	一宮昌輔所蔵	室田町誌
関東周辺の信仰登山集落（昭和四十五年）	関東周辺の御師集落（昭和四十八年）	未年五月）	未年五月）	未年五月）	未年五月）	未年五月）	未年五月）	未年五月）	未年五月）	未年五月）	未年五月）	未年五月）	未年五月）	未年五月）	未年五月）	未年五月）	未年五月）	未年五月）	その他脚註以外の参考文献の記を略す。

24 25
一宮昌輔所蔵 地券（明治十四年）
一宮昌輔所蔵 以書附奉歎願候（明治七年）

榛名神社調査報告書

昭和五十一年三月二十五日印刷
昭和五十一年三月三十一日発行

編集兼発行者 群馬県教育委員会
発行所 群馬県教育委員会事務局
印刷所 朝日印刷工業株式会社
前橋市元總社町六七